

## 源頼親と大和源氏の生成

森 公章

はじめに

鎌倉幕府を開き、公家と並立する武家社会の成立を齎した源頼朝は、清和源氏、就中源頼信に始まる河内源氏の家系に属していた。曩祖六孫王経基―満仲父子が確立した清和源氏は、満仲の子頼光が撰津源氏、頼親が大和源氏、そして頼信が河内源氏と、それぞれの受領任国との関係で、畿内各地を拠点に発展していく。これらのうち、河内源氏が武士の棟梁として広く全国に展開していく理由については、撰関家との親疎の度合い、畿内での充分な基盤形成に欠ける点など、前二者とは異なる条件にあったことが梃子になっているのではないかと思われるが、そうした側面に関しては別稿で私見を整理しているので、御参照いただきたい。<sup>①</sup>

では、撰津源氏や大和源氏はどのように展開していったのであろうか。撰津源氏は満仲が築いた撰津の拠点である多田館を継承し、治承・寿永内乱期にも源頼政や多田行綱の活動が知られ、始祖頼光は物語世界でも代表的な武威の人物として活躍しており、多方面から検討が試みられている。<sup>②</sup>一方、大和源氏はその始祖頼親の伝記的考察は行われているものの、<sup>③</sup>頼親以降の関係人物について総合的に考究した研究は少なく、大和への定着過程やその後の活動形態にはなお





(上略) 内裏には、陣に、陸奥国前守維叙、左衛門尉維時、備前前司頼光、周防前司頼親などいふ人々、みなこれ満仲・貞盛の子孫なり、おのおの武士(梅沢本)武者)ども数知らず多くさぶらひ、東宮の帯刀よ、滝口などいふ者ども夜昼さぶらひて、関を固めなどして、いとうたてあり。世には盗人あざりと言ひつぐるもいとゆゆし。(下略)

頼親は頼信と同じく、aの大索に登場するのが初見であり、武者としての活躍が期待される存在であったことが窺われる。そして、頼親は頼信とは異なり、藤原道長が権力を確立する長徳の変においても道長の武力として登用されており、道長の信頼を得ていたようである。bによると、時に周防前司であったといい、既に地方官の経歴も有していた。こうした官歴を振り出しに、頼親はI寛弘三年(一〇〇六)〜同六年三月四日、II長元二年(一〇二九)〜同五年、III永承二年(一〇四七)〜同五年の三度に亘り大和守を勤めることになるが、自身あるいは郎等と寺社勢力、ないしはIとIIの間に二度大和に任じられた藤原保昌との郎等間の対立などにより、いずれも在任中に何らかの紛擾を勃発している。

c 『御堂関白記』寛弘三年(一〇〇六)六月十四日条

従<sub>二</sub>山階寺<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>馬允為頼<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>池辺園預<sub>一</sub>有<sub>二</sub>寺解文<sub>一</sub>。召<sub>二</sub>為頼<sub>一</sub>問、人云、従<sub>二</sub>山階寺<sub>一</sub>三千許僧行<sub>二</sub>為頼私宅<sub>一</sub>燒<sub>二</sub>亡<sub>レ</sub>数舎<sub>一</sub>云々、路辺田畠<sub>二</sub>二百余町損<sub>一</sub>云々。聞奇<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>少。

d 『小右記』(逸文)寛弘三年六月二十七日条『神木動座之記』

山階寺別当僧都来了。依<sub>二</sub>山階寺愁<sub>一</sub>而度<sub>二</sub>参<sub>一</sub>左府<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>前。又依<sub>二</sub>件事<sub>一</sub>、已<sub>レ</sub>講<sub>二</sub>蓮聖停<sub>一</sub>公請。僧都已<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>忿怒氣<sub>一</sub>、至<sub>レ</sub>今<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>参入<sub>一</sub>者。件蓮聖与<sub>二</sub>左馬允当麻為頼<sub>一</sub>有<sub>二</sub>競田事<sub>一</sub>、為頼偏<sub>レ</sub>仮<sub>二</sub>前美乃守頼光・大和国司親頼(頼親)威<sub>一</sub>制摧殖。就<sub>レ</sub>中新作歌馬山階寺被<sub>二</sub>嘲哂<sub>一</sub>、無礼云々。仍<sub>レ</sub>寺家僧等数百相率<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>其事<sub>一</sub>向<sub>二</sub>彼所<sub>一</sub>也。即<sub>レ</sub>国司言<sub>二</sub>上公家<sub>一</sub>云々。為頼宅五所・民烟若干放火烧亡并損田三十余丁者。寺家申云、不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>損<sub>二</sub>一步田<sub>一</sub>。又至<sub>二</sub>烧亡事<sub>一</sub>、為頼運<sub>二</sub>出宅内財

物<sup>一</sup>、故放<sup>レ</sup>火令<sup>二</sup>燒亡<sup>一</sup>云々。須<sup>下</sup>給<sup>二</sup>使官人<sup>一</sup>、健令<sup>レ</sup>実<sup>二</sup>檢損田等<sup>一</sup>者、而左府偏信<sup>二</sup>国司言上趣<sup>一</sup>、不為理<sup>一</sup>。』愁者。寺中騒動不<sup>レ</sup>可<sup>レ</sup>敗、申後日加<sup>二</sup>制止<sup>一</sup>不<sup>二</sup>敢承引<sup>一</sup>□□。』向<sup>二</sup>為頼所<sup>一</sup>者。国司未<sup>二</sup>著任<sup>一</sup>、來月下旬可<sup>二</sup>著任<sup>一</sup>云々。相府「<sup>一</sup>」都未<sup>レ</sup>知<sup>二</sup>其由<sup>一</sup>。

頼親は寛弘三年の春除目で一回目の大和守になったが、任国に着任する以前に、左馬允当麻為頼という者と興福寺の已講蓮聖との競田の問題が原因で、大きな対立が起きている。dによると、係争中であるにもかかわらず、為頼が摧殖したことが導因になったようであり、興福寺側が事情を問ひ糺そうとしたところ、為頼は自宅の財物を搬出した上で、自宅に火を放って、興福寺側の濫行を喧伝するという反撃に出た。為頼は源頼光、そして大和守になった頼親の威を借り、さらに彼らの背後には道長の存在も期待できたので、強硬策に出たものと思われる。

道長は国司の言上だけを取り上げ、cでも国司側からの伝聞に基づき興福寺側に非があると判断していたので、興福寺別当定澄が面談を求めても、これに会おうとしていない。『御堂閔白記』、『小右記』によると、事態は次のように推移し、定澄が道長と会見するが、興福寺大衆が入京しそうになるところまで進展してしまふ。

六月二十日：大和国司が興福寺僧の濫行を報ず（『山階寺僧聖催数千僧俗国内亡損解文』）

六月二十四日：内裏御読経始から已講蓮聖を追い返す

六月二十八日：大和国司言上解文を道長に下す・焼亡屋十六宇・損亡屋三千余宇、損田三百余町

六月二十九日：蓮聖に命じて下手人を召進させる

六月三十日：興福寺僧が来て、鬭諍事を愁う

七月一日：定澄が興福寺側の主張を答弁し、実檢使下向を求む

七月二日：道長が定澄と会見

七月三日：已講蓮聖の公請を停止

七月七日：興福寺大衆の愁状を返送

七月十二日：興福寺大衆数千人が入京（三千余人との説あり）。頼親宅辺にも候す

七月十三日：定澄に大衆參入阻止を命じるも、不可能になったので、陣定で協議。官使に興福寺僧を追い立てさせる

七月十四日：興福寺僧は帰去の指示に従い、帰去

道長は興福寺大衆の退去をふまえて、定澄・蓮聖らとの協議に応じ、興福寺側が呈示した四箇条の要求のうち、実檢使派遣の件だけは承諾した（『御堂関白記』寛弘三年七月十五日条）。しかし、「守頼親停任事」に対しては、「頼親身無罪、所申無便」、「為頼又停任」に關しては、「是又奇事、為人焼宅有愁者也。不罪烧人をハ、被罪愁人一、極無便事」として、これらを拒否しており、さらに蓮聖の公請停止取消し要求に対しても、「件条雖有罪名者也、於申有何事」。有罪者、被免事恒例。雖然入二件申文内、仍不能奏聞。若可申、以他申文可奏聞」と、全く応じていない。ただ、今回は興福寺側が「毎事称道理之由還去」となったといい、道長側の全面的勝利になったのである。

このようにして大和守就任当初に勃発した興福寺との紛擾は、道長の強力な後ろ盾により、何とか収束し、頼親はこの年に初任の檢注を行い、榮山寺や弘福寺に免判を出している（『平安遺文』四四三・四四四号）。しかし、興福寺側の意趣は包蔵されたままであり、翌年二月二十八〜三十日の道長の春日詣に先立って、頼親が春日に參詣した際、「還間興福寺垣辺以石打之云々」という出来事が起きていた（『御堂関白記』寛弘四年二月十一日条）。但し、同年の道長の金峯山參詣には定澄も奉仕しており、頼親も帰路に供膳・給馬などを奉仕している（八月十三日条）。道長第での諸

道論議の際にも、頼親が非時を供した（同年五月三十日条）。また敦成親王（後一条天皇）五十日には、頼親が折櫃物五十合を奉仕し、「尽善尽美」であったと評されている（『小右記』寛弘五年十一月一日条）。

こうして一回目の大和守の任期も終わろうとする時、『権記』寛弘六年三月四日条には「又大和守頼親辞任国事、可<sub>レ</sub>然哉、令<sub>二</sub>諸卿定申<sub>一</sub>。若可<sub>レ</sub>許、其替人同可<sub>二</sub>挙申<sub>一</sub>。諸卿定申、雖<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>任終年<sub>一</sub>、農節以前也。被<sub>レ</sub>許有<sub>二</sub>何事<sub>一</sub>哉」と、頼親の辞任の意向が示され、結局は藤原輔尹が大和守に任じられた。以後、藤原輔尹（寛弘六〇長和元年）↓藤原保昌（長和二〇五年）↓源政職（寛仁元〇万寿元年）↓藤原保昌（万寿二〇長元元年）と、いずれも道長の意に沿う人々が大和守になり、二度目の頼親の大和守登用につながる。

e 『小右記』長和三年（一〇一四）正月六日条

（上略）左府伝<sub>二</sub>仰大納言道綱<sub>一</sub>云<sub>レ</sub>道綱就<sub>二</sub>彼辺<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>之、諸国受領吏<sub>二</sub>箇年中不<sub>レ</sub>済<sub>二</sub>公事<sub>一</sub>之者、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>叙用<sub>一</sub>之起請宣旨下<sub>レ</sub>了。若前司過<sub>二</sub>彼期<sub>一</sub>、後司済<sub>二</sub>限内<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>官事如何、可<sub>二</sub>定申<sub>一</sub>者。諸卿申云、任<sub>二</sub>起請宣旨<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>行。但其間有<sub>二</sub>加言之人々<sub>一</sub>。件事更発非<sub>二</sub>他事<sub>一</sub>、只和州事歟<sub>レ</sub>前司景齊四个年内済事、新司頼親限内究済云々。（下略）

頼親の一回目の大和守の受領ぶりに関する事柄は、長和三年正月に話題になっている。受領功過定を実施するには、公文の準備や済物の納入などの諸条件を整える必要があり、当時は任終から数年を経た時点、おそらくは次の受領任用などが期待される頃に判定を済ませるのが通例になっていたようである。e 上略部分には、摂津守橘為義について、「左大臣懇切被<sub>レ</sub>催」によって実施され、「諸寺条有<sub>二</sub>不快事<sub>一</sub>、然而諸卿默然不<sub>レ</sub>陳<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>」、「事之気色恐<sub>レ</sub>懼左府<sub>一</sub>歟、仍只注<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>過由<sub>一</sub>了」とあるように、公卿たちが道長の意をふまえて、暗黙の了解のうちに受領功過をパスする様子が記されている。道長執政期には特に道長の家司など関係者に対してはこうした偏跛な人事が強行されたことが指摘されており、『北山抄』卷十一「吏途指南」に掲げられた「古今定功過例」の中の備前守源頼光の事例も著名である。

頼親が登場する案件に関しては、従来の起請宣旨の原則を示した上で、「若前司過<sub>レ</sub>彼期<sub>一</sub>、後司濟<sub>レ</sub>限内<sub>一</sub>給<sub>レ</sub>官事如何」というケースについての審議を求めている。これは藤原景齊を次の受領に任用する前提条件構築のための誘問と解せられ、公卿たちは「前司景齊四个内濟事、新司頼親限内究濟」という大和国の状況をふまえたものであることを悉知していたが、結局は道長の意向が承認され、景齊は寛仁二年（一〇一八）に備前守に就任することができた。その際に、「公事無<sub>レ</sub>術、国之異損万<sub>二</sub>倍他国<sub>一</sub>」にもかかわらず、道長・頼通に米を献上したことが非難されている（『小右記』寛仁二年十二月三日条）。この場合、頼親は道長の意向をふまえて、前司の国務の不備を補い、給官に資しているのである。ちなみに、この一回目の大和守時代の出来事として、頼親は国栖を調じてしまったらしく、以後元日の国栖奏が不参加により実施されなくなったとされている（『小右記』寛弘八年（一〇一一）正月一日条）。

なお、長和元年（一〇一一）六月二十九日に皇太后宮に虹が立った時、「相<sub>二</sub>親左府<sub>一</sub>之人々宅多立」との風聞があり、その中には頼親も含まれていた（『小右記』同日条）。また大嘗会御禊の御前三十人のうち、四位六人の一人として奉仕する（『御堂関白記』長和元年閏十月二十七日条）、さらに禎子内親王五十日には折櫃物五十合を藤原惟憲・橘道貞・源頼親・源政職・宮道式光が十合ずつ調進したが、惟憲・道貞・頼親は銀飾を用いたといい、その奉仕ぶりが特筆されている（『小右記』長和二年八月二十七日条）。

f 『小右記』長和三年（一〇一四）二月十六日条

（上略）右金吾（懐、）密々云、勅語云、大将為<sub>レ</sub>吾有<sub>二</sub>用意<sub>一</sub>之人也、仍所<sub>二</sub>相示<sub>一</sub>也。撰津守佐光可<sub>二</sub>辞退<sub>一</sub>云々。以<sub>二</sub>右馬頭頼親<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>任之由、左大臣可<sub>レ</sub>拳云々。頼親者住<sub>二</sub>彼国<sub>一</sub>、所領太多、如<sub>二</sub>土人<sub>一</sub>。先年大宮院御時、以<sub>二</sub>維衡<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>任<sub>二</sub>伊勢守<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>彼国<sub>一</sub>之住人<sub>一</sub>停<sub>レ</sub>任。左大臣彼時大謗。吾為<sub>二</sub>儲式<sub>一</sub>之間。而以<sub>二</sub>頼親<sub>一</sub>拳<sub>二</sub>撰津守<sub>一</sub>、相<sub>二</sub>同維衡<sub>一</sub>事。若拳<sub>二</sub>頼親<sub>一</sub>、欲<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>此趣<sub>一</sub>。抑聞<sub>二</sub>大将<sub>一</sub>之奏報<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>仰也者。奏<sub>二</sub>仰旨<sub>一</sub>尤道理由<sub>一</sub>、其次少々事令<sub>二</sub>加奏<sub>一</sub>了。（下略）



こうした頼親の働きぶりに対して、道長は摂津守藤原佐光の辞任に際して、その後任の摂津守に頼親を推挙しようとしたらしい。但し、fによると、三条天皇はこの案件に反対であり、秘かに右近衛大将藤原実資に自分の見解の正当性の有無を打診している。三条天皇と道長の対立は著名であるが、頼親は摂津国に所領を有しており、土人国司の任用につながることも、そもそも一条朝に伊勢平氏の祖となる平維衡が伊勢守になった際に、道長の反対で取り消しになった事例があること（『御堂関白記』寛弘三年正月二十八日条）など、本件に関しては無理な点が多く、結局は頼親の摂津守推挙は行われなかったようである。

ところで、頼親は大和源氏の祖と位置づけられているが、fによると、この段階では摂津国を拠点にしていると目されており、第一回目の大和守時代にも大和国に拠点を有していたように思われない。c・dの紛擾を惹起した当麻為頼は大和に拠点を持っており、大和の豪族であったと考えられる。『古事記』には当麻倉首比呂の女飯之子と用明天皇の所生子が当麻王であるとあり（『上宮聖徳法王帝説』も参照）、その後裔の当麻公（真人）や当麻・当麻倉首姓者は律令官人としても活躍が知られる。大和の当麻氏の本拠地は葛下郡当麻郷に比定されるが、為頼は城下郡に存した池辺園と紛争を起こしているのです、この付近に田地を獲得していたのであろう。この為頼との関係は、一回目の大和守の次に頼親が漸く就任した淡路守解任につながる事件を惹起している。

g 『扶桑略記』寛仁元年（一〇一七）三月八日条

是日、前大宰少監清原清（致カ）信、日昼被<sub>レ</sub>殺。前大和守藤原保昌郎等也。

h 『古事談』卷二—五十七

頼光朝臣（六孫王孫、満仲男也）遣<sub>二</sub>四天王等<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>清監<sub>一</sub>（清原元輔男）之時、清少納言同宿ニテアリケルカ、依<sub>レ</sub>似<sub>二</sub>法師<sub>一</sub>欲<sub>レ</sub>殺之、為<sub>レ</sub>尼之由云エントテ忽出<sub>レ</sub>開云々。

i 『御堂関白記』寛仁元年三月十一日条

右衛門督来云、行幸申時許六角小路与三福小路〔富小路カ〕一侍小宅清原致信云者侍介リ。是保昌朝臣郎等。而乘馬兵七八騎・歩者十余人許圍来殺害了。遣三檢非違使等一、令三日記一如此。見レ之秦氏元子申下有二此中一由上。問三氏元在所一、頼親朝臣相從者々。仍問三案内一、頼親所為。人々広云、件頼親殺人上手也。度々有二此事一。是被二殺害一、大和國為頼云者阿党云々。

j 『御堂関白記』寛仁元年三月十二日条

使官等遣三氏元在所一、是撰津国云々。又召三頼親使等一也。

k 『御堂関白記』寛仁元年三月十五日条〔扶桑略記〕同日条も参照

追三捕氏元一官人等奉三日記云、氏元家召三法師一問、申云、件頼親朝臣依レ仰氏〔元脱カ〕奉仕者、子細有二事多一。今日除目也。淡路守貞亮・右馬頭惟憲。件等頼親借〔替カ〕。(下略)

この事件は『今昔物語集』卷二十五第八話「源頼親朝臣令罰清原」「語」とある本文欠の話に相当するもので、「殺人上手」と評された頼親の暗部を伝える興味深い内容であったと思われる。<sup>10</sup>この話が失われてしまったので、事件の細部は不明であるが、g、kによると、「大和國為頼云者」(i) 〓当麻為頼は頼親の後に大和守になった藤原保昌またはその郎等と何らかの紛争になり、保昌の郎等清原致信に殺害されてしまったらしい。致信はhによると、清少納言の兄弟ということになるが、藤原彰子の女房として勤務したこともある和泉式部の夫の一人として著名な藤原保昌の郎等になり、為頼殺害を実行したのであった。iによると、今回の件はその報復であり、頼親・保昌ともに道長に近侍する人々であったが、郎等同士の対立に巻き込まれたのか、ともかくも頼親は秦氏元という者に命じて、白昼堂々と京内で殺人に及んでしまった。事が大きくなったのは、石清水八幡宮行幸の当日、しかも行幸経路付近で起きた事件とい

うことで、檢非違使別当藤原頼宗も関心を抱かざるを得なくなり、檢非違使を派遣して犯人追捕にあたることになったのであろう。

j)によると、頼親の拠点はやはり摂津にあると考えられていた。では、頼親と為頼はどのようにして関係形成に至ったのであろうか。c・dには当麻為頼が左馬允の肩書を有することが知られ、馬寮と関係する人物であったことが注目される。d・hで為頼とも関係があったとされる頼光には左馬権頭の経歴があるが(『尊卑分脈』三一一〇七・二二二頁)、頼光の馬寮における活動は不詳である。一方、頼親はkで淡路守・右馬頭を罷免されているように、右馬頭としての活動も長期に亘っている。fで摂津守就任が実現しなかった後、頼親はしばらく体調不良になったのか、あるいは罷業なのか、病気を理由に賀茂祭使や道長の上東門第行幸での競馬の奉仕を断っており、右近衛大将で馬寮を統括する御監を兼帯していた実資にその旨を報告することがあった(『小右記』長和三年(一〇一四)三月二十八日・四月二十四日・五月一日条)。

また摂津国との関係では、『尊卑分脈』には、頼親は「住大和国豊島郡」とあるが(三一―一五七頁)、頼親の子孫にも豊島郡に居住する者がいたから、これは摂津国豊島郡の誤りであろう。<sup>1)</sup>この豊島郡の拠点は河辺郡多田館を拠点とした父満仲からの伝領も想起されるが、『延喜式』卷四十八左右馬寮の近都牧の項を見ると、右馬寮には摂津国鳥養牧(鳥下郡)・豊島牧(豊島郡)・為奈野牧(河辺郡)が付設されていたことが留意される。「弓馬」は武者としての技芸の基本であり、経基には左馬頭、満仲にも左馬(権)頭の官歴が知られるから(『尊卑分脈』三一六二・二二二頁)、牧の所在との関係で河辺郡の地を拠点に求めたのかもしれない。頼親も満仲以来の摂津の所領の存在に加えて、右馬頭として豊島牧に関与したことが豊島郡の地への拠点形成につながったのではないかと推定されてくる。

左馬允当麻為頼は元来大和国の豪族と考えられ、頼親の三回目の大和守就任より後、十一世紀中葉の事例であるが、

当麻氏には大和国の在庁官人として活躍する者も知られる(『平安遺文』六九七・七〇八・七二四・九九三・九九七・一〇一三・一〇一四・一〇二一・一〇四二・一〇五三号)。しかし、為頼と頼親の關係は一回目の大和守就任以前からのものと目されるので、やはり馬寮という官司、都での交流を介して成立したものと見るのがよいであろう。頼親の郎等としては、その他に後述の散位宣孝や典藥允致親(史料 m・n・p)、また「着鉢黒雄丸」と「同類」とされる大和源前司御牛飼の瀧雄丸(『平安遺文』五二八号長元八年(一〇三五)三月二日秦吉子解)の存在などが知られるが、彼らはいずれも平安京でのつながりによって配下に加わった人々であったと思われる。『平安遺文』三八五号長保元年(九九九)八月二十七日大和国司解の城下郡東郷早米使藤原良信殺害事件、四九五号治安四年(一〇二四)二月十五日従儀師仁静解の宿院饗頭藤原為茂殺害未遂事件、三七二号長徳三年(九九七)六月十一日前淡路掾美努兼倫解などによると、当時各地の庄園の寄人かつ放免や中央官司とのつながりを有し、畿内各地と都とを往来する「不善之輩」が数多くいたことが看取され、頼親はその種の人々を郎等に取り込もうとしていたのである<sup>13)</sup>。

1 『小右記』寛仁元年(一〇一七)十二月二十六日条

(上略) 臨夜前淡路守頼親来、不<sub>レ</sub>相逢<sub>一</sub>。令<sub>レ</sub>申<sub>二</sub>禊祭勘文事<sub>一</sub>、忽可<sub>レ</sub>難<sub>二</sub>放給<sub>一</sub>。此事度々以<sub>二</sub>実明宿祢<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>伝、申云、可<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>寛仁(長和カ)四五年勘畢勘文<sub>一</sub>者。答云、寛仁(長和カ)四年者初拜年、仍前司定佐所<sub>レ</sub>済也。不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>裁(載カ)当<sub>二</sub>任勘文<sub>一</sub>。去<sub>レ</sub>今兩年可<sub>レ</sub>済也。而今年臨<sub>二</sub>禊祭期<sub>一</sub>雖<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>催、称<sub>二</sub>解任由<sub>一</sub>不<sub>レ</sub>進。究<sub>二</sub>济期在<sub>一</sub>二月卅日以前、三月解官、宰(寄カ)二事於解官<sub>一</sub>遂不<sub>二</sub>進納<sub>一</sub>。仍<sub>レ</sub>齐(斎カ)院司上<sub>二</sub>奏状<sub>一</sub>、無<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>譴責<sub>一</sub>之<sub>二</sub>官旨<sub>一</sub>、只以<sub>二</sub>三年料米<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>給也。今如<sub>レ</sub>申者、至<sub>二</sub>当年料一分<sub>一</sub>附(付カ)後司<sub>一</sub>、仍不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>済者。禊祭料不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>付後司<sub>一</sub>、物已色別、参期有<sub>レ</sub>限。背<sub>二</sub>応和起請<sub>一</sub>、更分<sub>二</sub>付後司<sub>一</sub>、未<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>所<sub>レ</sub>據。又令<sub>レ</sub>申云、然者進<sub>二</sub>納於院<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>載<sub>二</sub>勘文<sub>一</sub>者。答云、件未<sub>レ</sub>進代申<sub>二</sub>請公家<sub>一</sub>、給<sub>二</sub>料物<sub>一</sub>了。今又不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>納<sub>二</sub>院<sub>一</sub>。是已不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>物意<sub>一</sub>也。又云、彼問不<sub>レ</sub>知<sub>二</sub>案内<sub>一</sub>弁<sub>二</sub>済所<sub>一</sub>令<sub>レ</sub>申也。如<sub>レ</sub>此之事深不<sub>二</sub>知給<sub>一</sub>、

欲<sub>レ</sub>蒙<sub>二</sub>殊恩<sub>一</sub>者。明日參入又々可<sub>レ</sub>承者。太可<sub>レ</sub>難<sub>二</sub>進止<sub>一</sub>事也。何為々々。

fの撰津守推挙が無為になつた後、頼親は越後・備後の後任補充にも「旧吏申文」を出しているが、受領になることはできず（『小右記』長和三年六月十七日条）、長和四年（一〇一五）になつて淡路守に就任した。『今昔物語集』卷二十八第三十話「左京属紀茂経、鯛荒卷進<sub>二</sub>大夫<sub>一</sub>語」には、「而ル間、茂経、宇治殿ノ盛ニ御マシケル時ニ參テ、贄殿ニ居タル程ニ、淡路ノ守源ノ頼親ノ朝臣ノ許ヨリ、鯛ノ荒卷ヲ多ク奉タリケルヲ」とあり、頼親が頼通、また道長に奉仕しようとしていた様子が彷彿される。しかし、g kの事件によつて、淡路守は任期途中で罷めざるを得なくなつた。辞任によつてすべてが終わったかと言つと、次の任官に備えて、受領功過定に合格しておく必要があり、頼親はすぐに準備にとりかかつたようであるが、1の寛仁元年の齋院禊祭料未進により勘畢勘文が給付されないという大きな障壁が生じるのである。

1によると、毎年四月の賀茂祭の齋院禊祭料は二月三十日を究済期日として納入するものであり、三月に辞任した頼親は当然納入しておかねばならなかつた。これは前年度の済物から支出すべきものであるから、あくまでも前司である頼親の責務であり、頼親の前司藤原定佐も任終年の長和四年分をきちんと納入している。通常任終年の済物は後司の責任で処理されるので、頼親は後司に分付したと主張するが、禊祭料は後司には分付できないしくみになつていた。さらに頼親は未進分を齋院司に補填して、何とか勘畢勘文を発給してもらおうとするが、この年の未進分は既に朝廷の別の経費から借用されてお<sub>り</sub>、齋院司に納入するという方法は不可能であり、手続き的にはどうしようもない状況であつたようである。<sup>(14)</sup>

受領功過定にはこのような複雑なしくみを理解し、公文や済物に伴う手続きをきちんと遂行しておくことが必要になるが、通常の受領には仲々困難であり、1に登場する弁済所（使）の如き部署にしかるべき人物を登用して、遺漏のな

いように処理しておくべきものであった。<sup>15)</sup>しかし、頼親にはこうした方面に通じた郎等がいなかったようであり、不測の事態になってしまったのである。但し、寛仁三年正月の受領功過定では一目こそ保留になったが、二日目には無事「無<sub>レ</sub>過」と判定されており（『小右記』同年正月二十二・二十三日条）、ここには道長・頼通の支持が作用した側面が大きいと思われる。

さて、その後頼親は万寿元年（一〇二四）には伊勢守であったことが知られ（『小右記』同年十二月四日条、治安二（万寿二年任か）、長元元年（一〇二八）には再び摂津守の後任補充に応じるが、やはり採用されず（同年九月二十八日条）、長元二年に二回目の大和守に就任する。

m 『小右記』長元四年（一〇三二）正月二十六日条

（上略）又云、大和守頼親進日記内下手人五位、可<sub>レ</sub>候之処如何。（余云脱カ）申<sub>二</sub>事由于<sub>一</sub>関白、有<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>定下<sub>一</sub>歟。但五位者候<sub>二</sub>左衛門府射場<sub>一</sub>之例也。臨昏来云、頼親進<sub>二</sub>下手五位<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>左衛門府射場<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>（今カ）四人下手者、可<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>召進<sub>一</sub>、彼等不<sub>二</sub>召進<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>免之由、有<sub>二</sub>関白命<sub>一</sub>者、宣下<sub>レ</sub>訖。（下略）

n 『左経記』長元四年正月二十八日条

大和守頼親郎等散位宣孝朝臣、依<sub>レ</sub>打<sub>二</sub>彼国住僧道覚<sub>一</sub>之下手<sub>上</sub>、公家有<sub>レ</sub>召。仍国司召進、今日檢非違使等向<sub>二</sub>頼親宅<sub>一</sub>、請<sub>二</sub>宣孝<sub>一</sub>（衣冠）、乗馬（放免者二人取<sub>二</sub>馬口<sub>一</sub>、二人抑<sub>レ</sub>鎧云々）。持<sub>二</sub>到左衛門弓馬<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>候云々。昨日頭弁云、件宣孝令<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>傍下手人等<sub>一</sub>之後、可<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>問之由、有<sub>レ</sub>仰云、遅召進隨久可<sub>レ</sub>候歟云々。

o 『小右記』長元四年三月七日条

（上略）頭弁從<sub>レ</sub>内示送云、大和守頼親令<sub>レ</sub>免<sub>二</sub>身飯<sub>一</sub>從<sub>レ</sub>事。但請僧進（道カ）覚<sub>二</sub>下手人等<sub>一</sub>、令<sub>二</sub>慥召進<sub>一</sub>者。（下略）  
p 『小右記』長元四年八月二十九日条

(上略)頭弁云、関白云、大和守頼親未<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>先日濫行下手<sub>一</sub>、先可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>進<sub>二</sub>典葉允致親<sub>一</sub>。件下手者不<sub>レ</sub>進者、可<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>乞(免カ)<sub>二</sub>国司<sub>一</sub>之由者、即宣<sub>二</sub>下<sub>一</sub>了。

この二回目の大和守時代にも頼親は不善の郎等の行為に悩まされることになる。m・nによると、五位の郎等である宣孝という者が大和国で僧道覚を打つたことが原因で、頼親は下手人の差し出しを命じられた。この時には道長は死去しており、関白は頼通であったが、道長存命の頃とは頼親への庇護などが大きく変容していたようである。宣孝は五位なので、衣冠・乗馬のまま出頭し、左衛門府の弓場への拘禁という措置で済んだが、頼親には「傍下手人」、即ち宣孝とともに道覚を攻撃した者の差し出しが命じられ、特に頼通は「傍下手人」も捕獲するまでは宣孝を拘禁し続ける旨を述べ、oでも下手人進上を指示しており、またpでは典葉允致親を進上しないと、頼親の大和守を罷免するとまで迫っている。

この事件の顛末は不明だが、頼親側が指示に従い、頼親は二回目の大和守を一応全うすることができたようである。この間、頼親は廟堂の重鎮として、頼通の信頼も厚かった実資に志を送るなどしており(『小右記』長元四年三月十九日・七月六日、同五年十一月十一日条)、摂関家一辺倒ではなく、広く庇護者を求める工作に努めねばならなかった。ここには道長時代とは異なる頼親の立場が看取され、それが三回目の大和守の際に興福寺との対立・土佐国への配流という晩年の結末につながる一つの要因であったと思われる。

q 『造興福寺記』永承二年(一〇四七)五月二十日条

興福寺納、信濃国長久四・寛徳元・二、并三箇年封可<sub>二</sub>進濟<sub>一</sub>□□(之由カ)賜<sub>二</sub>宣旨於大和守源頼親朝臣<sub>一</sub>。先<sub>レ</sub>是、信濃国新司源経隆朝臣可<sub>二</sub>進濟<sub>一</sub>之由、給<sub>二</sub>綸旨<sub>一</sub>之処、申返者。前司頼親朝臣依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>身□□□□□□(彼カ)国<sub>下</sub>遣使者<sub>一</sub>、徵<sub>二</sub>取三箇年官物<sub>一</sub>、皆悉運上<sub>二</sub>了。遷替之□無<sub>二</sub>物分付<sub>一</sub>。然則以<sub>二</sub>前司頼親<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>進濟<sub>一</sub>之。左大臣宣云、

新司経隆朝臣所<sub>レ</sub>申<sub>□</sub>有<sub>三</sub>其理<sub>一</sub>、宜<sub>下</sub>以<sub>三</sub>頼親朝臣<sub>一</sub>、令<sub>中</sub>弁申<sub>上</sub><sub>□</sub>、令<sub>レ</sub>給<sub>二</sub>件宣旨<sub>一</sub>也。

r 『扶桑略記』永承四年（一〇四九）十二月二十八日条

山階寺大衆向<sub>二</sub>大和守源頼親館<sub>一</sub>。前加賀守源頼房等合戦之間、興福寺僧侶等申<sub>レ</sub>矢死者粗有<sub>二</sub>其數<sub>一</sub>。

s 『扶桑略記』永承五年（一〇五〇）正月二十五日条

大和守源頼親配<sub>二</sub>土佐国<sub>一</sub>、前加賀守源頼房流<sub>二</sub>隱岐国<sub>一</sub>。依<sub>二</sub>興福寺愁<sub>一</sub>也。

頼親は長久三年（一〇四二）の春除目で信濃守になり、遷替、永承元年（一〇四六）には三度目の大和守に就任した（『平安遺文』永承元年十一月二十八日大和国栄山寺牒）。したがって信濃守は寛徳二年（一〇四五）までであったことになるが、qによると、この信濃守在任中の封物納入をめぐって、頼親は興福寺と紛擾を起こしている。即ち、頼親は長久四年と寛徳元・二年の三箇年の興福寺封物を未済のまま遷替し、後司である源経隆に進済すべき論旨が下ったが、経隆は頼親が自身の病により（任国に下向しないままか）、使者を派遣して三箇年分の官物を（京宅にか）運上してしまつたことを訴え、前司頼親が進済すべきことを主張した。この指摘には理があり、関白左大臣藤原頼通は頼親に進済を命じているのである。ここにも頼通の頼親に対する態度の一端が看取される。

この信濃守時代の興福寺封物未済が進納されたか否かは不明であるが、受領としての頼親が官物押領に走り、かつ寺家封物の未済を放置するという国務運営を行ったことには注目したい。r・sによると、頼親は三回目の大和守の任終年に至って、興福寺と武力衝突に及び、子頼房の参戦を得て、合戦では興福寺に勝つたものの、父子ともに流罪の憂き目に会い、頼親は土佐国配流で晩年を迎えることになる。この事件の原因は不明であるが、後代になつても「雖源頼親なりと、依山階寺之憂<sub>□</sub>被流」（『平安遺文』八〇一号天喜四年（一〇五六）五月東大寺起請案）、「永承年中源頼親・頼房朝臣、向<sub>二</sub>衆徒<sub>一</sub>施<sub>レ</sub>箭之罪科、早所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>遠流無期之科<sub>一</sub>也」（二九三七号保元三年（一一五八）七月興福寺衆僧等



申状)などと、寺社勢力と対立した者を退ける先例として宣揚され、大和国の寺社勢力確立の画期と目されていたようである。

こうした寺社勢力との対立の要因として、信濃国でも見られた寺家封物の納入問題を探ってみたい。以下の行事は頼親の何回目の大和守の時の出来事か不明であるが、時代の趨勢という要素を加味すると、三回目に関係するものと思われる、ここで触れることにする。嘉応二年(一一七〇)閏四月興福寺西金堂満衆解案(『平安遺文』三五四七号)は東大寺の大仏等燈油料の賦課をめぐる東大寺側と興福寺領高殿庄との紛争に関する文書であるが、そこには「東大寺御油者、聖武天皇以天平勝宝二年割置六十六町料田、遍苑大和一国、諸郡令勤給之間、源頼親朝臣之時、停一国配分之例、以五箇所私領六十六町、寄入件御油免田、所弁来也。今高殿庄者五箇所私領隨一也」という由来が記されている。嘉応元年十一月十九日勸学院政所下文(三五二〇号)には、「件御油者、大和国所役也。而自中古<sup>17</sup>補便田六十町、偏為三寺領<sup>18</sup>勤<sup>19</sup>仕所役、多経<sup>20</sup>年序<sup>21</sup>畢」という東大寺側の主張、また「凡当庄(高殿庄のこと)之当初領<sup>22</sup>主源前司私領之内、以六十六町寄進御油免」という興福寺側の認識が示されている。

これによると、燈油料田は大和守源頼親が弁済不能であったためか、便補分として東大寺側に徴収を認めたものと解するのがよく、頼親の純粹な私領であったとは考え難い。高殿庄は燈油料免田は二十五町、所当御油は二斛五斗・副米五斛であるが、「凡当庄者、不限<sup>23</sup>東大一寺、有<sup>24</sup>多負所<sup>25</sup>。所<sup>26</sup>謂春日二季彼岸不断法華經并神通寺・海龍王寺・葉師寺西金堂不断絶香役等是也」という存在形態になっており(三五四七号)、その当時の由来としては伊予三位国明後家の私領を西金堂に寄進したもので、領家である内大臣源雅通家にも所役を負担することになっていったという。したがって頼親の「私領」の段階でも一円地としての私領というよりは、やはり国司として封物所済が困難になったために、国司の役割上租税未納などによって集積していた土地を東大寺側の免田として指定したという事情が想定されてくる。<sup>18</sup>

以上を要するに、頼親は摂津国豊島郡を本拠としており、頼親の段階で大和源氏と称される程には大和国への定着は進んでいなかったと思われる。頼親は道長の時代には摂関家に近侍する者として、都に近い国々の受領を歴任し、諸役を果したという感が強い。大和国に有していたという「私領」も、国司の任務としての封物所済に宛てるために東大寺の免田とせざるを得なかったものである。但し、東大寺に渡した分が頼親の「私領」のすべてではなかったようであり、それを拠点に彼の子孫たちが大和国に進出・定着を図る過程にこそ、大和源氏の成立があったのではあるまいか。そこで、次に頼親以降の大和源氏の動向を検討してみたい。

## 二 大和源氏の生成過程

『小右記』寛仁二年（一〇一八）十月二十九日条によると、十月二十二日の擬文章生の省試の結果に関して、「義忠撰上十五人詩之中、源頼成（頼親子）題不<sub>レ</sub>書<sub>三</sub>無字<sub>一</sub>、書<sub>三</sub>不字<sub>一</sub>」という不備が見つかり、「広義以下申云、題雖<sub>レ</sub>注<sub>三</sub>不字<sub>一</sub>詩頗宜、仍相加所<sub>二</sub>撰上<sub>一</sub>也者、左府加<sub>二</sub>此詞<sub>一</sub>被<sub>三</sub>奏聞<sub>一</sub>」であつたが、摂政藤原頼通は「無<sub>・</sub>不<sub>・</sub>等<sub>・</sub>事<sub>・</sub>公<sub>・</sub>卿<sub>・</sub>可<sub>二</sub>定<sub>一</sub>申<sub>一</sub>者」という指示を下した。結局、頼成の詩は放棄されることになり、頼通は式部大輔藤原広業・少輔藤原義忠の措置に疑問を呈した訳で、上述の頼通の頼親に対する姿勢と相通じるところのある顛末であつた。頼成の詩の代わりに紀重利の詩が入れることになつたが、『小右記』の記主藤原実資は「議定之間、鴻<sub>二</sub>辭事<sub>一</sub>太多」と評しており、重利の詩にも落字があつたので、今度は頼成の父頼親がその旨を道長に言上するという仕儀になつた。

道長は「我見漏<sub>二</sub>歟<sub>一</sub>。今有<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>愁<sub>一</sub>申<sub>一</sub>、召<sub>二</sub>返<sub>一</sub>彼詩<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>知<sub>三</sub>実<sub>不<sub>一</sub></sub>」と指示し、もう式部省に下したのだからと洩る左大臣藤原顕光に対して、「大殿大怒被<sub>三</sub>罵辱<sub>一</sub>、不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>敢<sub>一</sub>云<sub>一</sub>」、「其間罵辱不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>算<sub>一</sub>尽<sub>一</sub>」という剣幕であつたといひ、再

調査が行われ、十一月四日には重利の詩も保留という結末になった。頼成の詩が採択されることはなかったが、頼親は子に対する不公正を道長の力を借りて正そうとした次第であり、頼親に対する道長の庇護ぶりが窺われる。と同時に、頼親は長子頼成を文章生から出仕させようとした様子が知られ、武士としての確立を目指していた訳ではないことが看取できよう。『尊卑分脈』によると、頼成は「藏人、肥後守／使 左衛門尉從五下」とあり(三一―一五七頁)、その子孫は院の藏人・判官代など中下級の文官の家系として存続していくようである。また頼成は大江通清の女と結婚しており、学問の家系との関係形成を求めたことが窺われる。

t 『中右記』大治五年(一一三〇)八月十一日条

(上略) 申時許雅光来、奉<sub>レ</sub>新庄坪付案文<sub>一</sub>。此次談云、此庄ハ土御門右大臣殿為<sub>二</sub>左衛門督<sub>一</sub>時、源頼成為<sub>二</sub>式部丞<sub>一</sub>奉<sub>レ</sub>寄也。件寄文在<sub>二</sub>雅光許<sub>一</sub>、早可<sub>レ</sub>給之由答了。入夜新庄下司為遠申云、新庄ハ六十町也。此外新御領四十町、西念寺五十町、井田庄十余町、頼治加納十余町也。菓子林在<sub>二</sub>新御領<sub>一</sub>也。新御領・西念寺・井田庄ハ、皆外・(加イ)地子所也。遣<sub>レ</sub>使被<sub>二</sub>沙汰<sub>一</sub>何事候哉云々。仰云、如<sub>二</sub>在<sub>二</sub>序官人貞村<sub>一</sub>、九十余町之由所<sub>二</sub>注付<sub>一</sub>也。仍新庄ハ九十余町歟。(下略)

\* 東金堂免田四十町。新御領中、金峯山免田ハ在<sub>二</sub>西念寺中十五町<sub>一</sub>、此中三町ハ頼治加納中。

t は藤原忠実の大和国の某庄の立庄の様子を伝えるものである。土御門右大臣は源師房で、登場人物の関係は図1の通りであるが、師房が左衛門督になったのは長元三年(一一〇三)、二十一歳の時のことであり、長元八年までが在任期間になる。頼成には左衛門尉の経歴も知られるが、ここではそうした同司内での上下関係ではなく、文章生から出仕した頼成に相応しい式部丞在任時の出来事として、今回の立庄の基盤になる土地を師房に寄進したと記されている。その当時は父頼親は健在であったから、源氏長者であり、藤原頼通の猶子として中央政界に太いパイプを有する師房との関係形成、頼成への庇護を期待して、村上源氏の師房に頼成名義で寄進したという事情が推察されてくる。<sup>(19)</sup> この土地の

近辺には頼親の次男頼房の孫頼治の加納田があったというから、前章で触れたように、大和には頼親に由来する何らかの田地があり、その子孫に継承されていたようである。

但し、その土地は一円所領として完結したものではなく、前章の興福寺領高殿庄と同じく、複雑な権利関係・人間模様が交錯する形で存在していたと考えられる。<sup>21)</sup> 白河上皇との確執により蟄居していた藤原忠実は、鳥羽院政下に復権すると、摂関家領の新立を推進しており、本件の場合も八月七日に政所下文の発給を命じ、<sup>22)</sup> のような立庄を確定した上で、下家司と推定される僧元遠を新庄に下向・検注を行わせるという過程を経て（九月八日条）、上からの立庄が完成している。本来の庄坪付は六十町であったが、在庁官人による確定作業を得て、周辺の土地との関係を調整した結果、九十余町の領域型庄園として認定がなされており、ここに立庄の意味合いがあったと指摘される所以である。

こうして成立した某庄は元来源頼成の寄進によるものであり、現状でも源頼治などの存在は無視できず、後述のように、大和源氏は保元の乱の際に藤原忠実・頼長の武力として期待されていたから、今回の所領を介したつながりによって、摂関家との関係もより緊密になっていくものと推定される。こうした武士としての大和源氏の確立への道を歩むのは、頼治の祖父、頼親の次男頼房の系統であった。以下、この頼房から始めて、大和源氏の生成過程を明らかにしていきたい。

頼房は史料 r・s の事件で、父頼親とともに興福寺と武力衝突し、隱岐国に配流されているが、これに先立って長元七年（一〇三四）七月二十二日には尊仁親王（後三条天皇）誕生の三夜の鳴弦を務めており（『御産部類記』所引「平金記」）、武士としての資質が認知された存在であったと思われる。但し、その生涯は不明の部分が多く、『尊卑分脈』によると、承保三年（一〇七六）に「依<sup>一</sup>山門訴<sup>一</sup>、配<sup>二</sup>流肥前国<sup>一</sup>、於<sup>三</sup>配所<sup>一</sup>死」とあるので（三一―六一頁）、延暦寺とも何らかの事件を引き起こしたことが知られるくらいである。その他、天喜四年（一〇五六）以前には隱岐国から都

に戻っていたらしく、前加賀守として東大寺の封戸物進上に関与しており（『平安遺文』七六二・七六五・七八六・七九一・八二五号、伊予・播磨・近江・周防の封戸物に關与）、あるいは大和国における拠点の存在との関係で、東大寺とつながりを有していたのかもしれない。

この頼房と大和国の関係については、頼房が死去した承保三年に起きた土地相論により、その所在地が知られる（『平安遺文』一一三二～三四号）。即ち、高階業房の訴えによると、大和高市郡の喜殿庄は「件庄田畠山野等、元故肥前守源朝臣頼房所領也。而去延久六年（二〇七四）承保元」八月之比、相副本公驗条里坪付等」、所充給女子并業房等一也」（一一三二号）、高市郡と十市東郷に所在する豊瀬庄は「件豊瀬庄田畠山野池堰等、故肥前守源頼房朝臣相伝所領也。領掌之間無他妨」。而以去延久六年八月之比、処二分女子并越後權守高階業房朝臣女子小野分者」（一一三四号）とあり、これらは頼房の相伝所領であったと記されているので、おそらくは頼親以来の拠点を継承したものと思われる。またこれらの訴えが関白左大臣藤原師実の政所に呈された時、業房側は本公驗・処分帳や女子領四至注文などを使案主当麻助親に付して言上しており（一一三二号）、上述の頼親の郎等当麻為頼の存在を考慮すると、当麻氏との主従関係も継承されていたことが看取でき、興味深い。

以上の頼房の活動をさらに発展させ、武士としての地位確立に努めたのが、頼房の子頼俊である。頼俊は「為祖父頼親子」とあるので（『尊卑分脈』三一六一頁）、早くから後継者と目されていたのであろう。頼俊は陽明文庫所蔵『定家記』天喜五年（一〇五七）二月二日条に「上略」途中於紙幡河原人々馳馬、次召頼俊郎等令射笠懸。人々乘興欲纏頭、有儀停止。（下略）」とあり、春日祭使に供奉したことが知られる。今回の上卿は藤原師実で、撰関家子弟が上卿の時は源氏・平氏の有力武士が前駆を勤め、その郎等が武芸を披露することが明らかにされているので、頼俊は撰関家とつながりを有していたことがわかる。上述の高階業房の訴訟に関わる承保三年九月三日関白左大臣政所

下文案(『平安遺文』一一三二号)には、頼俊が師実家の家司の一員として署名しており、摂関家の家政を担う人材であったと見なされよう。

頼俊はまた、前九年合戦の後に陸奥守になり(治暦三年(一〇六七)〜延久三年(一〇七二)任)、河内源氏の頼義(永承六年(一〇五二)〜康平五年(一〇六二)陸奥守)―義家(永保三年(一〇八三)〜寛治元年(一〇八七)陸奥守)父子に対抗して、武士としての大和源氏の確立に努めたことが窺われる。その様相を延久二年(一〇七〇)北奥合戦に探つてみたい。<sup>23)</sup>

u 『朝野群載』卷十一延久三年五月五日官宣旨

左弁官下 陸奥国。応<sub>下</sub>随<sub>上</sub>後仰<sub>上</sub>参上<sub>上</sub>守源朝臣頼俊事。右、得<sub>上</sub>彼国去十二月廿六日解状<sub>一</sub>、謹檢<sub>上</sub>案内<sub>一</sub>、当国多年之間、諸公事之輩、雖<sub>レ</sub>有<sub>上</sub>其数<sub>一</sub>、始<sub>レ</sub>自<sub>上</sub>散位基道<sub>一</sub>、至<sub>上</sub>于其次々<sub>一</sub>、尋<sub>上</sub>訪梟惡之者<sub>一</sub>、悉令<sub>上</sub>追討<sub>一</sub>既了。又荒夷發<sub>レ</sub>兵、黎民騷擾。然而或追<sub>上</sub>籠本所<sub>一</sub>、或斬<sub>上</sub>取其首<sub>一</sub>、或乍<sub>上</sub>生擲得<sub>一</sub>。於<sub>レ</sub>今者当国無為無事也。加<sub>レ</sub>之筆端有<sub>レ</sub>限、存略之間、朝城雲隔、非<sub>レ</sub>無<sub>上</sub>疑殆<sub>一</sub>。件荒夷等首并生獲者、以<sub>レ</sub>使令<sub>上</sub>参<sub>一</sub>、定為<sub>上</sub>後代之謗<sub>一</sub>哉。然則守頼俊随<sub>上</sub>身件首并生獲輩<sub>一</sub>、早可<sub>上</sub>参上<sub>一</sub>也。而当国為<sub>レ</sub>牀、十月以後、寒氣殊甚、風雪無<sub>レ</sub>隙、無<sub>レ</sub>往還之者<sub>一</sub>、動失<sub>上</sub>前途<sub>一</sub>、難<sub>レ</sub>企<sub>上</sub>早歸<sub>一</sub>。因<sub>レ</sub>茲遲怠、於<sub>レ</sub>今者、相<sub>上</sub>待明春<sub>一</sub>、可<sub>上</sub>参洛<sub>一</sub>也。凡於<sub>上</sub>近都<sub>一</sub>、可<sub>上</sub>言上<sub>一</sub>事、寔繁区分止時不<sub>上</sub>奏達<sub>一</sub>者、定有<sub>上</sub>不忠之咎<sub>一</sub>哉。隱愧<sub>上</sub>神道<sub>一</sub>、踴畏<sub>上</sub>王化<sub>一</sub>。就<sub>上</sub>中七旬慈父<sub>一</sub>、且暮難<sub>レ</sub>知、每<sub>上</sub>思<sub>上</sub>此事<sub>一</sub>、長大息耳。然則且仰<sub>上</sub>堯日之新光<sub>一</sub>、且拜<sub>上</sub>嚴親之類齡<sub>一</sub>。望請、官裁早被<sub>上</sub>裁許<sub>一</sub>者。左大臣宣、奉<sub>レ</sub>勅、言上之旨、知<sub>レ</sub>有<sub>上</sub>勤節<sub>一</sub>。辺鎮之事、不<sub>レ</sub>可<sub>上</sub>默止<sub>一</sub>、宜<sub>レ</sub>仰<sub>上</sub>彼国<sub>一</sub>。生虜之輩、討伐之符、須<sub>下</sub>待<sub>上</sub>後仰<sub>一</sub>隨身参上<sub>上</sub>者、国宜<sub>上</sub>承知依<sub>レ</sub>宣行<sub>レ</sub>之。(下略)

v 応徳三年(一〇八六)正月二十三日前陸奥守源頼俊申文(『平安遺文』四六五二号)

前陸奥守從五位上源朝臣頼俊誠惶誠恐謹言。請特蒙<sub>上</sub>天恩<sub>一</sub>、任<sub>上</sub>先朝綸旨<sub>一</sub>、依<sub>上</sub>衣會別嶋荒夷并閉伊七村山徒討隨<sub>一</sub>、

拜<sub>二</sub>任讚岐国闕<sub>一</sub>状。右、頼俊去治曆三年任<sub>二</sub>彼国守<sub>一</sub>、著任之後、廻<sub>二</sub>治略<sub>一</sub>期<sub>二</sub>興復<sub>一</sub>、挟<sub>二</sub>野心<sub>一</sub>俗不<sub>レ</sub>憚<sub>二</sub>朝憲<sub>一</sub>。然而王威有<sub>レ</sub>限、即討隨三方之大<sub>一</sub>「<sub>一</sub>」、其間無<sub>二</sub>国之費<sub>一</sub>。注<sub>三</sub>子細<sub>二</sub>言上之日<sub>一</sub>、被<sub>二</sub>宣下<sub>一</sub>云、旁勒(勤カ)知<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>勒<sub>二</sub>辺鎮<sub>一</sub>、事不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>默止<sub>一</sub>者、捧<sub>二</sub>件宣旨文<sub>一</sub>、参洛之処、清原貞衡申請拜<sub>二</sub>任鎮守府將軍<sub>一</sub>、為<sub>二</sub>大將軍<sub>一</sub>、頼俊、于<sub>レ</sub>今不<sub>レ</sub>蒙朝<sub>二</sub>公文之輩<sub>一</sub>、依<sub>二</sub>勲功<sub>一</sub>、勸賞之例、古今是多。近則源頼義朝□(臣)越<sub>二</sub>二階<sub>一</sub>任<sub>二</sub>伊予守<sub>一</sub>。加<sub>レ</sub>之子息等及從類蒙<sub>二</sub>恩賞<sub>一</sub>之者廿□也。又参上之後、依<sub>二</sub>綸旨<sub>一</sub>召<sub>二</sub>進武藏国任(住)人平常家・伊豆国<sub>一</sub>「<sub>一</sub>」散位惟房朝臣、条条之勤不<sub>レ</sub>恥<sub>二</sub>先蹤<sub>一</sub>者也。望請、天恩依<sub>二</sub>「<sub>一</sub>」勤節、被<sub>レ</sub>拜<sub>二</sub>任彼国守闕<sub>一</sub>状、彌守<sub>二</sub>勤王之節<sub>一</sub>、將<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>励<sub>一</sub>後輩<sub>一</sub>矣。頼□(俊)誠恐謹言。(下略)

w 『扶桑略記』延久二年八月一日条

宣旨、散位藤原基通面縛帰降之由、下野守源義家所<sub>二</sub>言上<sub>一</sub>也。然則陸奥守源頼俊不<sub>レ</sub>可<sub>二</sub>下向<sub>一</sub>陸奥国<sub>一</sub>追討<sub>上</sub>者、義家朝臣依<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>所<sub>二</sub>申請<sub>一</sub>也。抑頼俊合戰時、基通奪<sub>二</sub>取彼印鑑<sub>一</sub>者也。

史料uによると、頼俊は「始<sub>レ</sub>自<sub>二</sub>散位基道<sub>一</sub>、至<sub>二</sub>于其次々<sub>一</sub>、尋<sub>二</sub>訪梟惡之者<sub>一</sub>」と「荒夷発<sub>レ</sub>兵、黎民騷擾」を平定したといい、vでは「衣曾別嶋荒夷并閉伊七村山徒」を討伐したと記されている。v末尾の平常常らに關しては、これを頼俊との私的関係で従軍した「坂東の精兵」であり、頼俊は私的主従関係を基盤として、公的な綸旨を前提に常家以下の従者たちの勲功を申請したとする理解も呈されているが、常家らはむしろ頼俊によって捕獲された「生虜之輩」であつたと解される。平常家は良文流、豊島・葛西の祖で、南北朝時代成立の史料であるが、『源威集』には前九年合戦の時に「豊島平仗恒家」が活躍したと記されている。wによると、今回の騒動の首謀者と目される散位藤原基通は下野源義家に面縛帰降したといい、事件の詳細は不明であるが、頼俊は基通らと合戦し、国守の権威を裏付ける印鑑を奪取されたと見えるので、頼俊の国務への対捍が主因であり、前九年合戦後も陸奥国の情勢が不安定であつたことが窺わ

れる。

藤原基通は源義家に隨身して延久二年十二月三十日に上京しており（『扶桑略記』）、翌年八月二十七日に陣定で罪名事が議題になっている（『百鍊抄』）。<sup>26</sup> uによると、頼俊の上京がこの陣定に間に合ったか否か不明であるが、頼俊は基通の義家への帰服後に汚点を挽回すべく、常家らの鎮圧に努めたのであろう。このように見てくると、平忠常の乱の際に父祖以来の敵対関係にあった貞盛流の追討使平直方には頑強に抵抗した良文流の忠常が、従前から主従関係にあった源頼信にはすぐに帰服したのと同様に、義家に面縛帰降した基通は義家と何らかの関係を有していたと考えることができる。したがってこの事件は、前九年合戦で陸奥国に基盤を築こうとしていた河内源氏の義家が、大和源氏で陸奥守になった源頼俊の進出・基盤形成を妨害するために、陸奥国の在庁官人と目される藤原基通に反乱を起こさせたものと理解するのがよいと思われる。<sup>25</sup>

vに大將軍頼俊の下で將軍として活躍したとある清原貞衡については、これを「真衡」と釈読して、後三年合戦の原因となった出羽の清原氏の清原真衡に比定する説が呈され、頼俊は清原氏と提携して河内源氏の進出を防ごうとしたとする指摘もなされている。<sup>26</sup> しかし、これは字形からは「真衡」とは読めず、海道平氏から清原氏の養子になった人物と目され、清原貞衡という者がいたと見る方がよいという説を支持しておきたい。<sup>27</sup> いずれにしても、頼俊は清原氏と協力して、義家と対抗し、大和源氏の武威を示そうとしていたことには注目される。

しかし、vによると、清原貞衡は鎮守府將軍に任じられたが、頼俊には何の恩賞もなく、この時点においてもなお自らの勲功を強調し、前九年合戦後の頼義が就任した伊予守と匹敵する讃岐守就任を申請せねばならなかった。<sup>28</sup> 今回の除目では高階泰仲が讃岐守になり、頼俊の希望はかなわず、頼俊は前陸奥守のまま生涯を終えることになる（『平安遺文』一三八五号永長二年（一〇九七）十月十六日興福寺政所下文案に「故陸奥前司」と見える）。『水左記』承暦元年（一〇七七）



九月三十日条には「(上略) 入夜前陸奥守頼俊隨<sub>二</sub>身黒毛馬一疋<sub>一</sub>将来(有<sub>二</sub>白斑<sub>一</sub>)。(下略)」とあり、この年二月に源師房が死去し、源氏筆頭公卿になった権大納言正二位源俊房に対して、頼俊が志送に努めていたことが窺われる。ちなみに、十月十三日条には前下野守義家、前陸奥守頼俊が相次いで俊房のところに向向しており、源氏長者の力添えも期待されていたと思われるが、頼俊の任官は実現せず、その点では延久二年合戦をめぐる義家の介入には大きな効果があったと言えよう。

なお、『中右記』寛治七年(一一〇九三)七月三十日条の召合二番左方に登場した梶直は「故陸奥守源頼俊郎等源六大夫定男」とあり、頼俊は《源融―昇―任―宛―綱―久―貞(定)―直―…》と続く嵯峨源氏渡辺党の定(貞)を郎等にしていたことが知られる。直は相撲人としても著名であり、相撲人として奉仕する際には、藤原↓藤井、源↓梶、平↓平群、伊福部↓服などの改変が行われる習わしであったから、源直も梶直と表記されている。直は寛治二年七月二十六日の召合一番左方に登場するのが初見で(『中右記』、『九条家本中右記部類』)、康和四年(一一〇二)七月二十八日には腋(『中右記』)。但し、この年は召合が中止)、天永二年(一一一一)八月二十日の召合では最手になっており(『長秋記』、『中右記』、『九条家本中右記部類』)、二十年以上に亘り相撲人として供節に与ったことがわかる。<sup>30)</sup>寛治七年の取組は次のように描かれており、名勝負であった。

二番左梶直、右豊原惟遠也。左右共貴重者也。抑梶直者、故前陸奥守源頼俊郎等源六大夫定男也。去永保二年白丁也。而寛治二年八月、行<sub>二</sub>幸一院<sub>一</sub>御<sub>二</sub>覽臨七番<sub>一</sub>日、与<sub>二</sub>紀成清<sub>一</sub>合<sub>二</sub>数剋<sub>一</sub>、雖<sub>二</sub>無<sub>一</sub>勝負、成清十余度申<sub>二</sub>障<sub>一</sub>、力不<sub>レ</sub>敵也。仍以<sub>二</sub>為<sub>一</sub>左方英雄。豊原惟遠者、最手惟助之男也。去<sub>二</sub>徳元<sub>一</sub>年之白丁、其歳与<sub>二</sub>越智忠兼<sub>一</sub>合<sub>二</sub>得<sub>レ</sub>勝。依<sub>レ</sub>之又<sub>二</sub>翹楚<sub>一</sub>之者。其後共<sub>二</sub>不<sub>レ</sub>合<sub>一</sub>凡骨、数年之間深以秘藏貴重。而至<sub>二</sub>今年<sub>一</sub>、依<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>指<sub>一</sub>天氣、所<sub>二</sub>被<sub>一</sub>相合也。見物之者無<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>失色、況於<sub>二</sub>左右次将<sub>一</sub>乎。卜<sub>二</sub>筮<sub>一</sub>祈<sub>二</sub>禱<sub>一</sub>、尽<sub>レ</sub>心<sub>二</sub>尽<sub>レ</sub>力<sub>一</sub>。共<sub>二</sub>手合<sub>一</sub>之後、纔<sub>二</sub>雖<sub>一</sub>取付、左相撲長等

走來、早取放之。如レ此已及三四个度」。但惟遠頗取「贖鼻禪」時、必左相撲〔長脱カ〕早來取放。依「方屋近」也。惟遠進三階前「申云、度々雖「取所好」、左相撲長走來必引放、有レ如レ此者、定無「勝負」歟、為「深憂」者。其後又相合之處、県直左手之上血流出、頗雖「揮「贖鼻禪」、猶以不レ止。有レ仰止「手合」、近召「県直於階前」、御「覽手疵」被レ入了。于レ時右方頗以咲レ之。已及「一時」、四度雖「相合」、未レ及「角力」之前、相撲長等早以取放。至「惟遠」者、顔色不レ變、進退如レ故。於レ直者、頗屈氣上、左手血出、本鳥顛臥、瓠花早落。仍人々有「遺憾氣」。座上之華客被レ談云、上皇御時、永季与「秀定」勝負之後、未レ有レ如レ此。念レ之者、今年第一之見物也、恨レ無「勝負」。

右方の豊原惟遠は累代の相撲人で、尾張国の小熊郡司・小熊権守を名乗る武士であり、県直とはほぼ並行して右方の腋・最手となる逸材であつたようである。今回は惟遠の方が終始優勢であり、左方相撲長の介入もあつて、勝負はつけなかつた。両者の対戦は嘉保二年（一〇九五）八月八日の臨時五番でも実施されているが（『九条家本中右記部類』）、その時は直が「手損血出、被レ入了」、惟遠も「数度申レ障、及三七八度「被「申許」」とあり、「不「勝負」、今日遺憾。但惟遠重服也」と評されている。論が相撲に流れてしまつたが、相撲は武芸の基本的技術であり、武士、武士の郎等が著名な相撲人である事例も多い。寛治七年には大宅光房が右方の腋になつており、光房は「前陸奥守義家朝臣郎等光任之男也。去年之白丁、雖レ無「成功」、依「容躰相叶」、所「被レ立也」であつたという。光房はさらに最手になるが、「此七八年雖レ参「相撲」、一番未「勝負」、偏依「容體」所「被レ立也。頗雖「有「強力之聞」、又無「骨法之體」歟。未「聞「一番不レ次「勝負」者被レ立「最手」之例上」（『中右記』康和四年七月二十八日条）と評されている。直も光房と取組む機会があつたが（『中右記』寛治六年七月二十九日召合十五番）、光房が「申レ障」して、やはり対戦は実現していない。

以上の源直は『奥州後三年記』によると、後三年合戦に従軍していたことが知られる。父貞（定）は源頼俊の郎等であつたといひ、これは上述のように、頼親以来の摂津国の拠点との関係で、摂津国の渡辺党の者を郎等として、軍事力

に活用したものと考えることができる。しかし、頼俊は陸奥における勢力扶植や棟梁的武士への飛躍を果たすことができないままに死去してしまうので、貞の子直は源義家に奉仕する道を選択したのではないかと思われる。この郎等の獲得・維持の上でも頼俊は義家に敗れており、大和源氏が武士の棟梁ではなく、特定地域の中小武士としての定着を選択する岐路になったのである。

x 『本朝世紀』久安二年（一一四六）四月二十五日条

今日、金峯山僧徒等率二百余人軍兵、向大和国宇智郡、欲搦捕師任入道。爰郡司散位藤原頼金等發軍兵相禦、死傷者不勝計。凡興福寺与金峯山合戰事、自去年七月至今不絶。件師任入道者、故太皇太后宮権大夫源師時庶子也。以故頼俊朝臣外孫、伝領大和国宇智郡田畠、本寄与興福寺云々。而称本寺課役繁多由、忽寄与金峯山。兩寺合戦之間、弥有此事。因茲興福寺衆徒等欲獲師任入道。仍師任入道抽身逃籠金峯山。然問興福寺衆徒等因要害不令通金峯山、雜人住侶殆不嘗米塩云々。師任入道不堪辛苦、忽悔前非、逃脱而住宇智郡。因茲今日欲奪返師任入道也。

では、頼俊の大和国への拠点形成は如何であろうか。上述の頼親の大和国の拠点は高市郡にあったようであるが、xによると、頼俊は宇智郡に拠点を形成しており、これが大和源氏宇野氏流につながっていく。xの人物相関図は図1の如くであり、この場合、頼俊の所領の一部は女子を介して外孫の藤原師任に伝領されていたことになる。永長二年（二〇九七）十月十六日、康和四年（一一〇二）正月二十二日の興福寺政所下文案（『平安遺文』一三八五・一四七〇号）、同四年二月十五日大和国栄山寺牒（二四七一号）などによると、問題の土地は栄山寺領であったらしく、栄山寺の本寺である興福寺が介入してきたものである。元来は別当実経已講の頃に頼俊が何らかの関係を形成したようであり、「故陸奥前司称重（実カ）経私領」、郡内神社仏寺之所領田畠等、多以令私立券由（一三八五号）、「実経逝去之後、故

頼俊朝臣女子称「私領」、押「妨官物等」(一四七〇号)、「而陸奥前司頼俊朝臣娘号「私領」致「妨号」交易「徵」取寺領官物」(一四七一号)などと非難されている。

宇智郡司藤原頼金の立場は不明であるが、宇智郡の譜第郡司は郡名と同じ内(宇智)姓者と目されるので、頼金は中央系の姓を持つ者として、新たに当地に土着した家系に属する人物と考えられる。その氏姓から推測して、頼金が栄山寺とつながりを有していた可能性は高く、栄山寺領の奪取を企図する金峯山の攻撃に対して防禦を試みたものと解されよう。頼俊の女子側は「旁廻」謀略、俄称「金峯免田」、或号「諸寺公田等」、相「語国使」、令「乱」入寺領、「凌」礮住人。又背「先例」、往古之四至内入「私内檢使」、令「寄」徵加地子之条、未「知」其理」(一四七〇号)と非難されており、国衙とも結託していたようであるが、金峯山と興福寺を天秤に掛けて、自己の利益を求める処世であったと思われ、国衙の下にある郡司頼金と頼俊一族との関係は微妙なところにあったと推定される。

『尊卑分脈』によると、頼俊の子息には大和禪師円尋や仁尋・頼慶など僧侶になる者がいた。頼俊の長子頼風は「天下名譽武勇」と記されているが(三一―一六二頁)、その実績は不明の部分が多い。頼風の孫が「法橋興福寺上座、日本一悪僧武勇」(同上)と称される信実で、信実―玄実は興福寺の武力を支える存在であったことを考慮すると、興福寺との関係も頼俊の頃から構築されていたものと見なされる。『後二条師通記』寛治六年(一〇九二)六月二十九日条には「頼風・頼治領所相論事」とあり、頼風は弟頼治と所領を争っていたことも知られる。これはやはり大和国であったと目されるが、十月二十二日条には「大和国所領事」とあり、「件所領券文、自「去年」設而所「候」。而頼治所領之内、纒及「混合」。差「使」一人、件所券文為「弁」是非、有「証文」者欲「請」如何。返事申云、更無「券文」。大和住人未進之処、所領替所「出」也者。父立券文侍、大夫券文無「手次」文書「由」、所「令」申也。本非道之由所「訴陳」也者、可「引」見格「云々」という修理大夫橋俊綱の言を見ると、史料上の土地も含めて、頼治の所領の成り立ちも推測できよう。

その頼治は『尊卑分脈』では「宇野冠者」と記され(三一―一六四頁)、宇野を冠する始まりであり、宇智郡の拠点である宇野の地を伝領したものと考えられる。頼治は藤原師通に仕えていたらしく、『後二条師通記』に散見している。永保三年(一〇八三)三月二十五日条には雑色として奉仕を始めたことが知られ、父頼俊の師実への奉仕を継ぎ、摂関家への奉仕も継承しているのである。寛治四年十二月には師通の父師実側の尾張守藤原忠教の下の尾張人と頼治側との紛擾があったが、「有<sub>レ</sub>「恥事」と称する尾張人は「指無<sub>レ</sub>瘡、被<sub>レ</sub>擊<sub>レ</sub>刀峰」処見候者、又発<sub>レ</sub>矢而二度敷」という程度であり、師通は「殿下辺如<sub>レ</sub>此等事、傍不便也。令<sub>レ</sub>召<sub>レ</sub>下手人一如何」、「頼治事軽罪之由、衆人之言語聞在者如何」などと記しており、頼治を庇護したらしく、この件は大事には至らなかった。

『中右記』嘉保二年(一〇九五)十月二十四日条

(上略)辰時許、先日吉社神民并諸司之下僧六七人許參洛、而於<sub>三</sub>河原<sub>一</sub>武士相禦不<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>入之間、源頼治郎從已射<sub>三</sub>神民等<sub>一</sub>、僧三人・禰宜一人中<sub>レ</sub>矢已被<sub>レ</sub>疵者。仍人々參<sub>三</sub>集於殿下御直廬方<sub>一</sub>、有<sub>三</sub>僉議<sub>一</sub>。残悪僧等走脱、或隱<sub>三</sub>東山路<sub>一</sub>、或入<sub>三</sub>祇園林<sub>一</sub>、衆口噉々、不<sub>レ</sub>可<sub>三</sub>委記<sub>一</sub>。終日沙汰、已入<sub>三</sub>夜陰<sub>一</sub>。(下略)

次に頼治が注目されるのは、「神輿を射る武士」としてである。史料『百鍊抄』同日条や『平家物語』卷一「願立」によると、美濃守源義綱(嘉保二年正月任<sub>レ</sub>承德二年)が任初に新立庄園の整理を進めた際、延暦寺の関係者円応を殺害してしまったので、延暦寺・日吉社の強訴に発展した出来事であった。頼治は時に中務丞で、これは『尊卑分脈』に記された彼の唯一の官途であるが、この時に「後二条関白殿、大和源氏中務権少輔頼春に仰てふせかせらる」(『平家物語』)といい、頼治は関白師通の指示で、山門衆徒の防禦に努めた次第である。『百鍊抄』十一月条には山僧が「奉<sub>レ</sub>咒<sub>三</sub>詛国家<sub>一</sub>」とあり、『平家物語』では師通は呪詛されて死去したと記されている。師通が死ぬのは承德三年(康和元一〇九九)のことで、三十八歳での死去は確かに早すぎるものであり、あるいは呪詛が結実したのかもしれない。

但し、今回の件では師通は延暦寺側の要求を拒否し、武力で封じ込めを図っており、大和源氏が摂関家の武力として機能したことがわかる。頼治は『尊卑分脈』に「配流土左国」とあるが（三一―一六四頁）、今回の事件で処罰されたものではなく、『後二条師通記』永長元年（一〇九六）七月二十二日条には「頼治申云、兄弟僧不<sub>レ</sub>落居<sub>一</sub>之者也、今明間可<sub>レ</sub>向<sub>二</sub>坂東<sub>一</sub>、有<sub>二</sub>其聞<sub>一</sub>云々。先遣<sub>二</sub>三座主許<sub>一</sub>、隨<sub>二</sub>実否<sub>一</sub>可<sub>レ</sub>有<sub>二</sub>左右<sub>一</sub>也。已<sub>レ</sub>以<sub>レ</sub>実也、所<sub>レ</sub>令<sub>二</sub>逗留<sub>一</sub>也。承了。」と記されているので、兄弟が延暦寺僧であつたらしく、また師通と延暦寺の關係も修復されていたように思われる。ただ、『中右記』長治二年（一一〇五）六月三十日条には「又流人頼治被<sub>二</sub>召歸<sub>一</sub>由被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>」とあるので、その後何らかの出来事により流罪に処せられていたことはまちがいない。この間、『中右記』長治元年十月三十日条「近日被<sub>レ</sub>仰<sub>二</sub>下<sub>一</sub>義家・義綱朝臣并檢非違使<sub>一</sub>、固<sub>二</sub>比叡山東西坂下<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>追<sub>下</sub>捕惡僧并帶<sub>二</sub>兵仗<sub>一</sub>攀<sub>二</sub>登山<sub>一</sub>之輩<sub>上</sub>、又被<sub>レ</sub>追<sub>二</sub>捕京中惡僧等<sub>一</sub>」のように、河内源氏が武力として起用される例が知られ、これは大和源氏の頼治不在によるものである。

帰京後の頼治の動向としては、『殿曆』永久四年（一一一六）七月十二日条に「前中務丞頼治獻<sub>二</sub>馬一疋<sub>一</sub>」とあり、師通、師実の相次ぐ死去により摂関家を継承した忠実に奉仕していたことが窺われる。但し、これ以外には史料上の新立庄園のところの名前が出て来るくらいであり、その後の顕著な活動は不詳とせねばならない。tに看取されるように、大和源氏として大和国への定着を進めていったものと推定される。ただ一方で、頼治の子親弘（頼弘）は「号<sub>二</sub>豊島權守<sub>一</sub>、住<sub>二</sub>摂津国豊島<sub>一</sub>」とあり（『尊卑分脈』三一―一六四）、頼親以来の摂津国の拠点維持にも留意していたようである。親弘の事績は不明であるが、大和国宇野庄について、「件庄者、中務丞源頼治相伝領也。頼治讓<sub>二</sub>嫡男親廣<sub>一</sub>畢」とあるので（『鎌倉遺文』一四六七号永久元年（一二〇四）六月十七日後鳥羽院序下文案）、大和国の拠点を継承していたことがわかる。

この大和国宇野庄を拠点として大和源氏を定着させるのが、親弘の子親治で、親治は宇野を苗字としていく。親治は

保元の乱で藤原忠実・頼長の武力と目されていた。

z—1 『兵範記』保元元年（一一五六）七月六日条

左衛門尉平基盛、於「東山法住寺辺」、追「捕源親治男（身カ）」。「件男頼治孫、親弘男也。大和国有勢者竊住「京」、為「被」尋「由緒」也。左府雖「籠」居宇県、「召」件親治「被」住「京」、尤有「疑」云々。

z—2 『兵範記』保元三年（一一五八）七月十七日条

今日南京有「合戦」云々。大和国併「春日御社・興福寺等負所」、寺僧領知無「一步公田」。仍賜「官使六人」、国司重副「目代」可「檢注」由、去十三日被「宣下」。任「勅定」致「沙汰」之間、山階寺上座法橋信実与「国司」親昵之間、法橋奉行之処、大衆結「鬱」、急発「向信実住房」、信実整「兵相禦」。如「此之間」、及「合戦」、兩方相互中「矢蒙」症（疵カ）者不「知」数。其庭死者数十、官使逐電歸參云々。

z—1 に関して、『保元物語』上「官軍方々手分けの事」・「親治等生捕らるる事」（金刀比羅宮所蔵本）、「官軍方々手分けノ事并親治等生ケ捕ラルル事」（半井本）では、平清盛の次男安芸判官基盛が三百余騎で宇治橋守護のために大和路を南下していた時、「爰に法性寺の一橋の辺にして、大和国よりとおぼえて、ひたかぶのつはもの三十騎ばかり、まかなつめにゆきあひたり」と、伏見付近で遭遇戦があつたかに記されている。親治は「清和天皇十代の後胤、六孫王の末葉、摂津守頼光のおと、大和守頼親に五代、中務丞頼治が孫、下野守親弘が嫡子、大和国の住人、宇野七郎親治と申す者なり」と名乗り、左大臣藤原頼長の命で上皇方につくことを明言し、「高祖父大和守たりしより奥郡にきよぢうして、いまだ武略の名をおとさず」として抗戦したが、衆寡敵せずで、三十余騎のうち十数騎は戦鬪で落命、親治以下は捕獲され、禁獄に処せられたという。

この『保元物語』の記述については、例えば清盛の兵力を六百余騎と記すが、これは『兵範記』保元元年七月十一日

条によつて三百余騎とするのが正しく、六百余騎は天皇方の兵力の総数であつたことがわかる。親治捕獲の事情も $z-1$ に依拠すべきであり、そうすると、親治はこれ以前から在京しており、京内で捕獲されたと解するのが正しい。但し、親治の在京は頼長の指示によるものであると記されており、親治が頼長に加担しようとしていたことはまちがいない。『保元物語』上ではまた、大法師位・興福寺上座の信実も院方の武力として期待されており、中・「関白殿本官 $z$ 帰復シ給フ事付ケタリ武士 $z$ 勸賞ヲ行ハルル事」でも、忠実から「南都ヲ打塞テ、禅定院ノ僧都尋範、東北院ノ律師千覚、興福寺ノ上座信実・同権寺主玄実、カレラガ舍弟加賀冠者源頼範等ヲ召テ、『汝等、寺中ノ悪僧ヲ召集、近国ノ兵ヲ驅テ、我ヲ扶奉レ、殊忠有シ有ニハ、不次ノ賞ヲ可行』ト被仰ケレバ、此輩心ヲ励シテ、兵共ヲ駆集テ、守護シ奉ル」と頼りにされている。源頼範は『尊卑分脈』では頼兼（号加賀冠者）とある人物で（三一―一六二頁）、信実の子であつた。

『兵範記』保元元年七月十一日条の宣旨では、「件尋範等、同 $z$ 意左大臣 $z$ 、発 $z$ 遣悪僧 $z$ 之由已有 $z$ 其聞 $z$ 、宜 $z$ 令 $z$ 没 $z$ 官彼輩所領 $z$ 者」とあり、信実らは乱の関与が明確で、処断されている。これにより興福寺内部の権力構造にも変動があつたと思われ、 $z-2$ では信実は大和守藤原重能と結託して、むしろ寺僧の所領を国衛が収公するのを容認しており、大衆から攻撃されることになつた。一方、親治は未然に捕獲されてしまつたので、保元の乱で大きな処罰を被ることはなかつたようである。なお、親治の父親弘が摂津国豊島郡の地に居住していたことは上述の通りであり、親弘の子基弘の子孫はこの拠点を継承しているので（『尊卑分脈』三一―一六七―一六八頁）、このあたりから大和源氏の一体性は失われ、親治の系統のみが大和に居住する大和源氏宇野氏として展開していくのであつた。

但し、親弘が宇野庄司の地位を確定するには $z$ 紆余曲折があつたようである。即ち、元久元年（一一〇四）六月十七日後鳥羽院序下文案（『鎌倉遺文』一四六七号）によると、「可 $z$ 早停 $z$ 止源重治非論 $z$ 、令 $z$ 中実賢阿闍梨領掌 $z$ 当庄事」とあり、親治―頼基と基重―重治の父子二代に亘る宇野庄をめぐる紛擾が存したことが知られる。親治側の主張では、



件庄者、中務丞源頼治相伝領也。頼治讓<sub>二</sub>嫡男親廣<sub>一</sub>畢。親廣可<sub>レ</sub>讓<sub>二</sub>親治<sub>一</sub>之処、聊有<sub>二</sub>不和事<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>讓次男基重<sub>一</sub>。三男親満・女子伊豫内侍高倉院女房<sub>二</sub>畢。爰保元三年親治奏聞云、件庄陸奥守頼俊以後必嫡子知行、而今依<sub>二</sub>不慮外小事<sub>一</sub>、令<sub>レ</sub>分<sub>二</sub>讓三人子息等<sub>一</sub>畢。今苟親治相<sub>二</sub>統彼頼俊所知<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>宗、尤親治可<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>之由訴申。仍任<sub>二</sub>親治申狀<sub>一</sub>、被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>宣旨<sub>一</sub>畢、親治令<sub>二</sub>知行<sub>一</sub>。

という経緯があり、親廣（弘）と親治の父子関係は必ずしも円滑ではなかった。これが親弘が摂津の拠点を維持したのに対して、親治はむしろ祖父頼俊の所縁に依拠して大和に定着を企図した一因であろう。親治は保元の乱後の保元三年に宣旨を獲得して、宇野庄の伝領が認められており、「頼基法師相<sub>二</sub>統頼俊之跡<sub>一</sub>、大和国所領等皆悉知行。凡当庄親治・頼基父子二代知行、四十六箇年無<sub>二</sub>相違<sub>一</sub>」と称される所以である。

とすると、保元の乱の頃の親治はまだ宇野庄司ではなかったことになり、父祖以来の摂関家への奉仕から、忠実・頼長に期待されていたが、その武力を裏付ける経済基盤や一族の結束は充分ではなかったと考えられる。親治は宣旨による宇野庄伝領後、これを醍醐寺の僧正勝賢に寄進するが、基重らも親廣（弘）の讓状を以て勝賢に寄進したという。勝賢が宇野庄の来歴を疑って執拗に尋ねるので、「親治腹立背<sub>二</sub>勝賢<sub>一</sub>畢、年貢等一切不<sub>レ</sub>弁之」としたところ、「爰勝賢懷<sub>二</sub>忿怒<sub>一</sub>、基重・親満等可<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>地頭<sub>一</sub>之由、成<sub>二</sub>給下文<sub>一</sub>畢」となり、基重―重治父子との訴訟が続くことになる。重治は鎌倉にも訴訟を持ち込むが、関東下文を得ることはできず、また長者宣も得ることができなかったものの、藤氏長者交替毎に重治の訴訟は続いており、本家たる実賢、親治―頼基の庄司としての統治には不安定要素が残ったのである。

以上、頼親の子頼房の系統を中心に大和源氏の展開過程を整理した。曩祖頼親の藤原道長への奉仕以来、頼通との関係には必ずしも円滑でない面があるが、大和源氏は頼通―師実―師通―忠実―頼長と続く摂関家に奉仕している。但し、頼親以来の摂津国豊島郡の本拠地も維持されており、「大和」源氏と称されるような大和国への定着は宇野親治の時、

十二世紀後半に完成すると考えられ、ここに大和源氏の呼称に相応しい大和国の武士としての存在が確定するのである。なお、『平家物語』巻四「源氏揃」には「大和国には、宇野七郎親治が子共太郎有治・二郎清治・三郎成治・四郎義治」と、以仁王令旨によって挙兵しそうな諸国源氏の一覧の中に大和源氏の人々も登場するが（『延慶本平家物語』、『源平盛衰記』では三郎義治・四郎業治となっており、『尊卑分脈』もその順である）、治承・寿永内乱での大和源氏の動向は不明とせねばならない（その他、摂津国太田保を拠点とした頼資の子太田太郎頼基の名も見えるが、こちらも動向不明である）。

では、このような大和源氏の生成過程は、全国的な武士の展開の中ではどのように位置づけるべきであろうか。最後に、「はじめに」で触れた武士論の中で大和源氏の歴史的位置を検討してみたい。

### 三 武士論の中での歴史的位置

大和源氏歴代の特色をまとめると、次のようになる。

頼親…藤原道長に奉仕。三度の大和守を始め、受領を歴任。大和に拠点を有する「不善輩」を郎等とし、国府推定地の高市郡付近に所領を形成するが、本拠地は摂津国豊島郡。

頼房…尊仁親王（後三条天皇）誕生の三夜の鳴弦に奉仕。加賀守の経歴あり。父とともに興福寺と紛擾を起こし、隠岐配流。大和国高市郡の所領を継承し、「不善輩」の郎等も引き継ぐ。延暦寺との紛擾で肥前配流になり、配所で死去。

頼俊…藤原師実に奉仕。前九年合戦後に陸奥守になり、河内源氏義家に対抗して勢力扶植・武士の棟梁を目指す、失

敗。大和国宇智郡宇野に所領を形成し、子息を興福寺にも送り込む。

頼治…藤原師通に奉仕。官職は中務丞が知られるのみ。宇野冠者を称し、宇野庄伝領の始まり。「神輿を射る武士」としても知られ、師通の武力として重用されるが、その後土佐配流になっている間、河内源氏義家・義綱が延暦寺の強訴対策に起用された。

親弘…官職は下野権守が知られる。「号<sub>二</sub>豊島権守<sub>一</sub>、住<sub>二</sub>摂津国豊島<sub>一</sub>」とあり、頼親以来の摂津国の拠点重視か。

親治…藤原忠実・頼長に奉仕。保元の乱では未然に捕獲され、厳しい処罰を免れたか。宇野七郎と称し、弟基重らと宇野庄の領有を争い、保元三年の宣旨により宇野庄司の地位を得る。但し、親治―頼基と基重―重治の父子二代に亘る紛擾が続く。大和源氏宇野氏として定着。

以上のうちでは、頼俊が一つの画期になると思われる。頼俊までは受領の官途が維持され、四位・五位の諸大夫として定着の可能性があった。頼親は「殺人上手」と称されたが、その子頼成は文章生から出仕しており、通常の官人社会への参入を企図していたようであり、「武者種胤」として「兵の家」を興起する意志は明確ではなかったと考えられる。ただ、実際には頼親―頼房父子は権門寺院との紛擾で武力を發揮して配流になっており、彼らが奉仕する摂関家も武力面での役割を期待していた。頼親の養子として家を継承した頼俊は、陸奥守として河内源氏に代わる勢力扶植の機会があり、頼親以来の摂津国の拠点との関係で、嵯峨源氏の系譜を引く渡辺党を郎等にし、武士の棟梁として飛躍する方向を模索している。しかし、これは河内源氏義家の介入によって失敗に終わり、渡辺党も義家、さらに後には摂津源氏の郎等として展開することになる。

頼俊はまた、大和国宇智郡宇野の地の拠点形成でも画期になり、この系統が大和源氏として定着する出発点になった。頼親以来の本拠は摂津国豊島郡にあったと考えられ、頼俊以後にも豊島郡の拠点は維持されていくが、十二世紀前半の

頼治、十二世紀後半の親治は宇野庄を本拠として、摂関家に奉仕する大和国の武士、文字通りの大和源氏として在地武士の地位を確立するのである。宇野庄は醍醐寺三宝院を本家とし、金峯山ともつながりを有したようであり、大和源氏は宇野庄司として実質的な所領経営を担うことになる。

では、こうした大和源氏の展開過程は、全国的な武士の成立の中での歴史的位置とどのように関係しているのだろうか。まずは『平家物語』巻四「源氏揃」に登場する源氏の面々を一覧し（括弧内は『延慶本平家物語』巻二中「八頼政入道宮に謀叛申勸事付令旨事」との異同を示す）、源氏の動向の中での比較を試みたい。

《治承・寿永内乱期の諸国源氏》

京都：出羽前司光信〔美濃源氏国房流〕の子伊豆守光基・出羽前判官光長・出羽藏人光重・出羽冠者光能（義）

熊野：為義の子十郎義盛《行家》

摂津国：多田藏人行綱、多田二郎朝（知）実、手島冠者（同三郎）高頼、太田太郎頼基（ナシ）、太田頼遠の孫

河内国：武蔵権守入道義基・子息石河判官義廉

大和国：宇野七郎親治の子太郎有治・二郎清治・三郎成治・四郎義治（三郎義治・四郎業治）

近江国：山本・柏木・錦古里（利）〔義光の孫義定の子山本義経とその子柏木義兼・錦織義高〕、（佐々木一党）

美濃・尾張国：山田次郎重広（弘）、河辺太郎重直（同三郎重房）、泉太郎重光（満）、浦野四郎重遠、安食（葦敷）重頼・其子太郎重資（助）、木太（田）三郎重長、開田判官代重国、矢島先生重高（齋時）・其子太郎重行

（時清）〔以上、満政流〕

甲斐国：逸見冠者義清〔義光の子、甲斐源氏の祖〕・其子太郎清光、武田太郎信義、加賀見二郎遠光・同小二郎長清（小笠原次郎長清、遠光の子）、逸見（武田）兵衛有義、武田五郎信光（頼）、安田三郎義定

信濃国：岡田冠者親義・(子岡田太郎重義)、平賀冠者盛義・其子四郎義信(延)、大内太郎維義(ナシ、義信の子)、故  
帯刀先生義方(賢)の次男木曾冠者義伸

伊豆国：流人右兵衛佐頼朝

常陸国：信太二郎先生義教(憲)、佐竹冠者正(昌)義(義光の子義業の子)・其子太郎忠美・同三郎義宗・四郎高義・

#### 五郎義季

陸奥国：故左馬頭義朝の末子九郎冠者義経

これらの中には河内源氏の系統の人々も多いが、彼らがそれぞれの地に定着していくのはやはり十二世紀前半であり、大和源氏で言えば頼俊の次の頼治の世代、河内源氏では義家・義光の子の世代ということになる。義家は後継者の義親が対馬守時代の濫行で隠岐配流になり(『中右記』康和四年(一一〇二)十二月二十八日条など)、さらに出雲目代の殺害に及んだため、平正盛によって追討され(『殿暦』嘉承二年(一一〇七)十二月十九日条、『中右記』天仁元年(一一〇八)正月十九・二十三・二十九日条など)、伊勢平氏の台頭を許してしまうが、次に後継者とした義忠も殺害されたため、孫の為義を嗣子とする。河内源氏は義家の段階で一旦武家の棟梁になったと言われてきたが、義家は後三年合戦で奥羽の地に勢力を築くことができず、この戦乱の疲弊により陸奥守の受領功過を行うことができなままに、次の官職に就けない状況であり、この間に院政の本格化、院の武力としての伊勢平氏の登用が進められており、必ずしも武家の棟梁としての勢威を確立していたとは言えないことが指摘されている。<sup>34)</sup>

後三年合戦では朝廷の官職を抛って兄義家に助力したという美談(『奥州後三年記』)で知られる義光も、自らの勢力を東国に扶植することを企図したものであると言われ、事実義光の子の世代は各地に定着を進めるのである。義忠殺害事件に関しては、「叔父義綱依「虚名」被「召囚」、為義奉<sub>レ</sub>勅於「江州甲賀山」捕虜、即令「出家」、義綱降来、子息等自害。

義綱子息内義明在<sub>レ</sub>京住<sub>二</sub>季房宿所<sub>一</sub>、同依<sub>二</sub>彼虚名<sub>一</sub>、源判官重時奉<sub>レ</sub>勅発向追捕合戦、義明・季方等自害<sub>一</sub>（『尊卑分脈』三一―三三頁）とあり、義綱・義明父子による殺害説が有力とされたようであるが（『殿暦』・『百鍊抄』天仁二年二月条）、<sub>レ</sub>「叔父義光依<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>鬱陶<sub>一</sub>」、相<sub>二</sub>語郎從鹿嶋三郎<sub>一</sub>、窃<sub>レ</sub>令<sub>レ</sub>害之<sub>一</sub>」（『尊卑分脈』三一―三三頁）とするのが真相だとする史料も存する。

したがって河内源氏も義家とその次の世代は一族内で武士としての展開をめぐって様々な模索が行われていたのであり、武家の棟梁の如き安定した立場が得られていた訳ではない。義家も「河内源氏」の名に相応しく、河内での勢力扶植に努めており、為義の弟義時の子孫が石川源氏として定着することになる。<sup>(36)</sup>石川源氏は河内国の通法寺領の中核になる七十余町の石川庄を領有しており（『鎌倉遺文』三三三号文治元年（一一八五）十二月河内国通法寺供僧人等解、一六九一号建永二年（一二〇七）七月八日河内国通法寺領注文案）、「義時は平氏における頼田莊沙汰人平家貞のごとく、在京活動に忙殺される本家にして通法寺領の外護者為義にかわって所領を管理しながら、これを補佐・支援する役割も期待されていたと考えられる。しかし、義時の一族は保元の乱にも参戦せず、為義に扈從した形跡もない。この原因はやはり為義の政治的地位の低さと、義時一族の軍事貴族としての自立にあったものと推察される」と指摘されるところである。<sup>(36)</sup>

石川源氏はまた、法成寺領長野庄の下司を務める長野武者所源貞弘を従者に行っていた。但し、この主従関係は不安定なものであったようであり、治承四年（一一八〇）に石川源氏源義基が反平家の挙兵に出ると、平家側の攻撃および源貞弘の参戦により、義基は敗北し、斬首されている（『警固中節会部類記』所収『山槐記』逸文治承五年正月六日条）。その後、貞弘は平家方として北陸合戦に従軍、砺波山合戦で討死したらしく（『天野山金剛寺古記写』〔続々群書類従』第三二）、義基の子義兼らの勢力が復活する。義基の挙兵は「東国源氏謀反之間、件義基同<sub>二</sub>意南都衆徒<sub>一</sub>者也」と評さ

れている(上掲『山槐記』逸文)。これより先、『玉葉』長寛三年(永萬元<sub>二</sub>一一六五)八月十二日条に「山科別当僧正法務惠信解<sub>三</sub>見任<sub>一</sub>。是去比入<sub>三</sub>山科寺軍兵<sub>一</sub>咎也。源義基配<sub>三</sub>流伊与国<sub>一</sub>。依<sub>レ</sub>為<sub>三</sub>彼同意<sub>一</sub>也」と記された出来事があり(『興福寺別当次第』卷二後白河・法務僧正惠信条、『兵範記』仁安三年(一一六八)二月十六日条も参照)、おそらく義基は撰閔家の大殿藤原忠通の家産機構に密着した武士であり、その閔係から忠通の子である興福寺別当惠信の中心的武力として活動していたと解され、その閔係から興福寺衆徒との連携を期待していたと指摘されるところである。<sup>37)</sup>

a 『玉葉』寿永二年(一一八三)閏十月二十七日条

(上略) 入夜或者来云(源氏武者也、源義兼、号<sub>三</sub>石川判官代<sub>一</sub>、故兵衛尉義時孫、判官代源朝臣義基子也)、為<sub>レ</sub>对<sub>三</sub>平氏<sub>一</sub>、行家来月一日可<sub>二</sub>進発<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>伴<sub>レ</sub>彼明日先可<sub>レ</sub>向<sub>三</sub>河内所領<sub>一</sub>云々。其次語云、義仲与<sub>三</sub>行家<sub>一</sub>已以不和、果以不快出来歟、返々不便云々。其不和之由緒者、義仲向<sub>三</sub>閔東<sub>一</sub>之間、可<sub>二</sub>相伴<sub>一</sub>之由触<sub>三</sub>行家<sub>一</sub>、行家辞遁之間、日来頗不快之上、此両三日殊以噉々。然間行家来月朔日必定下向。義仲又為<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>奪<sub>三</sub>其功於行家<sub>一</sub>、相具可<sub>二</sub>下向<sub>一</sub>之由風聞云々。如<sub>二</sub>只今<sub>一</sub>者、外相雖<sub>レ</sub>不<sub>レ</sub>悪、其美必相互指彈歟云々。又云、於<sub>三</sub>行家<sub>一</sub>者、不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>立<sub>三</sub>合頼朝<sub>一</sub>之由、内々令<sub>レ</sub>議云々。

β 『吾妻鏡』寿永三年正月二十一日条

今日及<sub>レ</sub>晚、九郎主搦<sub>三</sub>進木曾專一者樋口次郎兼光<sub>一</sub>。是為<sub>三</sub>木曾使<sub>一</sub>、為<sub>レ</sub>征<sub>三</sub>石川判官代<sub>一</sub>、日来在<sub>三</sub>河内国<sub>一</sub>。而石河逃亡之間、空以帰京。

γ 『吾妻鏡』元暦元年(一一八四)六月四日条

石河兵衛判官代義資參<sub>三</sub>着閔東<sub>一</sub>、可<sub>レ</sub>致<sub>三</sub>朝夕官仕<sub>一</sub>之由申<sub>レ</sub>之。是去養和元年為<sub>三</sub>平家<sub>一</sub>所<sub>レ</sub>被<sub>三</sub>生虜<sub>一</sub>之河内源氏隨一也。近年者又為<sub>三</sub>義仲<sub>一</sub>被<sub>レ</sub>襲、太失<sub>レ</sub>度云々。而依<sub>三</sub>武衛被<sub>レ</sub>執申<sub>一</sub>之免<sub>三</sub>勅勘<sub>一</sub>、去三月二日、右兵衛尉如<sub>レ</sub>元之由、被<sub>三</sub>宣下<sub>一</sub>云々。

δ『平家物語』卷十一「内侍所都入」(元暦二年四月二十五日)

(上略) 同廿五日、内侍所、しるしの御箱、鳥羽につかせ給ふと聞えしかば、内裏より御むかへにまいらせ給ふ人々、勘解由小路中納言経房卿・高倉宰相中将泰通・権右中弁兼定・左衛門権佐親雅・江浪中将公時・但馬少将教能、武士には伊豆藏人大夫依頼兼・石川判官代能兼・左衛門尉有綱とぞ聞えし。(下略)

ε『吾妻鏡』建久元年(一一九〇)八月三日条

河内国内庄々地頭等押領事并糟屋藤太郎有季致<sub>二</sub>狼藉<sub>一</sub>事、可<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>尋成敗<sub>一</sub>之由、被<sub>レ</sub>下<sub>二</sub>院宣<sub>一</sub>之間、被<sub>レ</sub>献<sub>二</sub>御請文<sub>一</sub>之上、所<sub>レ</sub>被<sub>レ</sub>問<sub>二</sub>子細於彼地頭<sub>一</sub>也。河内国務事、任<sub>下</sub>被<sub>二</sub>仰下<sub>一</sub>候之旨<sub>上</sub>、相<sub>二</sub>尋于光輔<sub>一</sub>候畢。濫妨輩、公朝・時定・義兼等、以<sub>二</sub>消息<sub>一</sub>所<sub>二</sub>下知候<sub>一</sub>也。(下略)

その後、源義兼らは義仲入京に合流し、*a*の段階では室山合戦に向かう行家に随行しているが、*a*によると、この時点で義仲と行家の対立が顕在化しており、また行家では頼朝に対抗し得ないことはわかっていたものの、義兼は行家に随従するしかなかったようである。室山合戦で平家に敗退した行家は、播磨国高砂から和泉国を経て河内の長野城に入ったとい(『平家物語』卷八「室山」)、*b*に記されているように、義仲は河内方面に兵力を割き、この間に範頼・義経らが入京、粟津合戦で義仲の敗死となる。*γ*によると、義兼の叔父義資は頼朝の傘下に加わったようであるが、義兼は畿内に留まり、*δ*では朝廷側の武士として神鏡の還京を迎えている。

以後の石川源氏の行方としては、源貞弘が有していた天野谷と長野庄の地頭職を接收して、当地への進出を試みるが、金剛寺側は天野谷地頭職の停廃を企図しており、*ε*はその過程で生じた事態の一端を示している。治承・寿永内乱期には黙認されていた「濫行」が鎌倉幕府の確立に伴って統制へと変化する一例と言えよう。<sup>(38)</sup> 但し、寛喜元年(一二二九)十一月七日九条道家御教書案(『鎌倉遺文』三八八九号)には、「大輔阿闍梨什円・丹下冠者頼隆等得<sub>二</sub>諸人之語<sub>一</sub>、致<sub>二</sub>



「濫行」とあり、義兼の子は頼房・範頼・頼重・頼清・頼綱と、いずれも「頼」を通字にしているので（『尊卑分脈』三―三〇五―三〇六頁）、頼隆もいずれかの子孫とすれば、石川源氏の天野谷への侵入は続いていたと見なされ、ここに鎌倉時代を通じて問題になる武士と庄園との関係の一樣相が看取される。<sup>(39)</sup>

以上、石川源氏が兵衛尉の官職と摂関家とのつながりを保持しながら、河内の拠点形成に努めた様子を概観した。朝廷・摂関家との関係維持と畿内の拠点への定着の尽力は大和源氏のあり方、特に頼治以降の方向性と相通じるところである。畿内の郡司クラスの豪族は、一族の中で中央官司に出仕して中・下級官人として活動する者と在地に残り郡司として伝統的支配を維持する者とに分かれていたが、郡司一族としては二面性が保持され、畿内郡司の特性が発現している。<sup>(40)</sup>大和源氏の郎等になった当麻氏は郡司か、それよりも下のクラスの在地豪族であり、彼らを郎従化し、その上に立つて各々の拠点に定着を企図する源氏の人々も、同様の二面性を発現しながら、在地勢力として勢威を確立することになるのである。ここにはいわば在地勢力の交替があり、武士は新たな社会集団、支配者の一員としての姿を発現する。但し、畿内では従前からの豪族の特性もあり、国衙支配に参画することを志向するよりは、朝廷や中央中枢勢力との直接的な関係を背景に、在地での勢威維持を図るという方途がとられた。

一方、畿外に関しては、例えば坂東では秀郷流藤原氏や貞盛・繁盛流の常陸大掾氏、良文流の千葉氏・上総氏・三浦氏などの坂東平氏諸流が国衙機構の中に一定の地歩を得て、またそれぞれの地の在地有力者として勢力を安定的に保持するのは十二世紀前後のことと考えられる。『吾妻鏡』承元三年（一一〇九）十二月十五日条では、秀郷流の小山朝政は「曩祖下野少掾豊澤為三押領使」、如「検断」之事、一向執行之。秀郷朝臣天慶三年更賜「官符」之後、十三代数百歳、奉行之間、無「三片時中絶之例」と述べ、格段に古い由緒を誇っているが、実際には「千葉介成胤者、先祖千葉大夫元永以後為「当庄檢非違所」、「三浦兵衛尉義村者、祖父義明天治以来依」相「交相模国雜事」とある人々と同様、十二世

紀頃から苗字の地での定着が進められるようである。<sup>(41)</sup> 刀伊の入寇後に、その次の世代くらいから各地に土着を進める九州の武士団も、やはり十一世紀後半〜十二世紀に国衙機構の中で勢威を確立し、新たな在地勢力としての地歩を固める。<sup>(42)</sup>

このように見てくると、大和源氏では頼治の頃から明白になる宇野庄への定着、石川源氏では義時に始まる石川庄との関係が大きな画期であり、それは新たな在地勢力、新社会集団の誕生を意味し、ここにこそ武士の存在意義があるのではないだろうか。なお、西国では、例えば因幡国の伊福部臣氏、讃岐国の綾君氏のように、譜第郡領氏族が国衙官人に転身し、在庁官人・武士として存続する場合もある。<sup>(43)</sup> 伊福部臣氏は十一世紀末〜十二世紀頃から武芸の一つである相撲に長じた相撲人を輩出し、在庁官人や一宮宇倍神社の神職としての地位、また国府近辺の安田の地を得て、鎌倉時代以降にも当地の有力武士として展開していく。こうした伝統的豪族が自ら構造転換する画期も、やはり当該期に求められる。

以上の素描は武士とは何かという武士論の本質に迫るものではないが、武士としての姿が確立する時期を考える目安にはなる。武士の棟梁や一国の軍事権を掌握する一国棟梁的武士の出現も、<sup>(44)</sup> こうした各地での武士の定着、在地勢力の交替をふまえて可能になるのであり、大和源氏の展開過程も階梯的な武士の成立、新社会集団としての確立を反映する指標として理解せねばならない。

### むすびにかえて

小稿では大和源氏の生成過程を検討し、その始祖頼親の三度に亘る大和守在任が大和国との関係の端緒ではあるもの

の、頼親の代から「大和」源氏という定型化された存在形態にあるのではなく、十二世紀前後の曾孫頼治の頃から宇野の地の拠点形成に努めていく様相を整理した。そこに至る階梯では、頼親の孫、頼治の父である頼俊までは、受領を歴任し、河内源氏の義家に対抗して武士の棟梁、遠国における勢力扶植を目指す方向があったが、その失敗により特定の地域に根ざした勢力の確立が選択されたという経緯が指摘できる。

このような在地勢力としての定着は、九世紀後半から顕著になる王臣家人の在地での活動を初現として、譜第郡領氏族など旧来の伝統的在地豪族に代わる新しい社会集団の誕生を意味しており、在地支配者交替の長期的な運動（過程）の一つの結末であったと言えるよう。大和源氏、また簡単に言及した河内源氏などは畿内の事例で、摂関家等の地域の最大勢力である朝廷との関係も重要であった。但し、畿外では国衙機構との関係、在庁官人としての活動が重要であり、西国では郡領氏族が国衙支配に参画し、武力を有する存在として継起する例も見出され、これも武士の一形態になると思われる。したがってさらなる個別事例を考究しつつ、充分に解明できなかつた武士の本質の検討を含めて、通史的な武士論の構築を課題として、燕雑な稿のむすびにかえたい。

註

- (1) 拙稿「源頼信と河内源氏の展開過程」(『東洋大学文学部紀要』史学科篇三九、二〇一四年)。
- (2) 臈谷寿「源頼光」(吉川弘文館、一九六八年)、元木泰雄「摂津源氏一門」(『史林』六七の六、一九八四年)、『源満仲・頼光』(ミネルヴァ書房、二〇〇三年)、高橋昌明「酒吞童子の誕生」(中央公論社、一九九二年)など。
- (3) 臈谷寿「大和守源頼親伝」(『古代学』一七の二、一九七〇年)、『清和源氏』(教育社、一九八四年)、朝倉弘「大和源氏」(『奈良県史』第八卷・大和武士、名著出版、一九九三年)など。
- (4) 臈谷註(3)論文は、永承三年(一〇四八)までは生存が確認できる頼親は頼信の弟と解すべきことを指摘しているが、諸書に見える頼親が二男、頼信が三男という位置づけには解案を示しておらず、頼親はやはり二男と考えておきたい。
- (5) 当該期の大和守の特色については、川端新「平安後期における大和国司」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)を参照。
- (6) 増測徹「藤原道長執政期の受領功過」(『日本律令制の展開』吉川弘文館、二〇〇三年)。
- (7) 寺内浩「受領考課制度の変容」(『受領制の研究』塙書房、二〇〇四年)一五三頁。
- (8) 倉本一宏「三条天皇」(ミネルヴァ書房、二〇一〇年)。
- (9) 平維衡をめぐる問題については、高橋昌明「増補改訂」清盛以前(平凡社、二〇一一年)を参照。
- (10) 山田英雄「今昔物語集における殺人事件二つ」(『日本歴史』一四四、一九六〇年)。
- (11) 和田萃「大和国府について」(『赤松俊秀教授退官記念国史論集』一九七三年)は、大和国府所在地は葛上郡↓「和名抄」の高市郡↓添下郡(大和郡山市今国府の地)と変遷したと見る。高市国府から今国府への移転時期に関して、『権記』長保二年(一〇〇〇)五月八日条に大和守源孝道の添下郡館が興福寺衆徒に攻撃されたとあるのは、国司館の所在を示すものではないとする。その理由として、和田氏は源頼親の子孫が高市郡付近に田地を有していることと、『尊卑分脈』の「住大和国豊島郡」とあるのは摂津国の誤記ではなく、「豊島館」の誤記であって、「軽」島豊が「豊島」と記されたもので、軽Ⅱ高市郡に国司館があったと解すべきであることなどを指摘した上で、頼親以降、十一世紀中葉の段階で今国府に移転したと述べている。但し、後述のように、高市郡の土地との関係は頼親の段階から生じていたか否か不明であり、やはり「住摂津国豊島郡」と訂正すべきであろう。
- (12) 多田館の比定地をめぐる問題は、毛利憲一「多田院と河辺郡大神郷・楊津郷」(『神戸・阪神間の古代史』神戸新聞総合セクター、二〇一一年)を参照。

- (13) 『平安遺文』四九五号によると、藤原為茂殺害未遂犯とされた人々の中には、右衛門尉平直方、即ち貞盛流平氏を主人とし、歳末料獻上のために京上する者の存在が知られる。拙稿「畿内郡司氏族の行方」(『撰関期の国家と社会』山川出版社、二〇一六年)を参照。
- (14) 以上の理解は、下向井龍彦「撰関期の斎院禊祭料と王朝国家の財政構造」(『九州史学』一五六、二〇一〇年)に依拠した。弁済使については、拙稿「国務運営の諸相と受領郎等の成立」(『在庁官人と武士の生成』吉川弘文館、二〇一三年)を参照。
- (16) 五位の郎等への留意は「国務条々」にも指摘されている。生島修平・柴井千佳・森公章「朝野群載」巻二十二「国務条々」校訂文(案)と略註(『白山史学』四六、二〇一〇年)を参照。
- (17) 勝山清次「便補保の成立について」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房、一九九五年)。
- (18) 坂上康俊「安芸国高田郡司藤原氏の所領集積と伝領」(『史学雑誌』九一の九、一九八二年)。
- (19) 『古事談』巻四一十八には「義家陸奥前司之比、常参左府【堀川】、打圃碁」とあり、源義家は源氏長者であった源俊房に伺候して、陸奥守の時の受領功過合格や官職への復帰を図っていたとされる。したがって頼通とは不安定な関係であった頼親・頼成父子は、こうしたつてを頼りに師房に接近を試みたのではないかと推定してみたい。
- (20) 以上の立庄過程の理解は、川端新「公家領荘園の形成とその構造」(『荘園制成立史の研究』思文閣出版、二〇〇〇年)四五七～四五八頁による。
- (21) 元木泰雄「藤原忠実」(吉川弘文館、二〇〇〇年)。
- (22) 齋藤拓海「撰関・院政期の春日祭と武士」(『史学研究』二六一、二〇〇八年)。
- (23) 入間田宣夫「延久二年北奥合戦と清原真衡」(『十和田湖が語る古代北奥の謎』校倉書房、二〇〇六年)、関幸彦「東北の争乱と奥州合戦」(吉川弘文館、二〇〇六年)、大石直正「延久蝦夷合戦の実像」(『六軒丁中世史研究』一四、二〇〇九年)、樋口知志「延久二年合戦について」(『前九年・後三年合戦と奥州藤原氏』高志書院、二〇一一年)など。
- (24) 関註(23)書九三頁。
- (25) 樋口註(23)論文。
- (26) 入間田註(23)論文。
- (27) 樋口知志「前九年合戦と後三年合戦」(註(23)書)は、前九年合戦の功績により鎮守府將軍になった武則の養子であり、武則の跡を襲って鎮守府將軍になったと見る。
- (28) 讃岐国の位置づけについては、土田直鎮「公卿補任を通じて見た諸国の格付け」(『奈良平安時代史研究』吉川弘文館、一九九二年)を参照。
- (29) 野口実「相撲人と武士」(『中世東国史の研究』東京大学出版会、一九八八年)。「薩戒記」応永三十二年(四二五)正月二十九日条には貴姓者が卑官に就く際の改姓の作法が示されてお

り、そこには源↓原とあるが、平安時代の相撲人の実例によると、源↓県であったようである。

- (30) 拙稿「諸国相撲人一覽(稿)」〔平安・鎌倉時代の国衙機構と武士の成立過程に関する基礎的研究〕平成二十一年〜平成二十三年度科学研究費補助金(基盤研究(C)) 研究成果報告書(研究代表者・森公章)、二〇一二年。

- (31) 拙稿「郡司表(稿)」〔第二版〕(註(30) 書)。

- (32) 信実に関しては、久野修義「覚仁と信実」〔保元・平治の乱と平氏の栄華〕清文堂、二〇一四年)を参照。

- (33) 「尊卑分脈」三―二六四頁には「対馬守、下野権守」とあり、『保元物語』(金刀比羅宮所蔵本)上「官軍方々手分けの事」・「親治等生捕らるる事」(半井本では「官軍方々手分けノ事并ビニ親治等生ケ捕ラルル事)には「下野守親弘」と見えるので、下野(権)守の官歴は確認できる。

- (34) 元木泰雄「十一世紀末期の河内源氏」〔後期摂関時代史の研究〕吉川弘文館、一九九〇年)、『武士の成立』(吉川弘文館、一九九六年)など。

- (35) 元木註(34) 論文、川合康 a 「河内国金剛寺の寺辺領形成とその政治的諸関係」、b 「河内石川源氏の「蜂起」と『平家物語』」〔鎌倉幕府成立史の研究〕校倉書房、二〇〇四年) など。

- (36) 元木註(34) 論文三八一頁。

- (37) 川合註(35) b 論文。

- (38) 井上満郎「鎌倉幕府成立期の武士と乱行」〔平安時代軍事制

度の研究〕吉川弘文館、一九八〇年)を参照。

- (39) 川合註(35) a 論文。

- (40) 拙稿「額田部氏の研究」〔国立歴史民俗博物館研究報告〕八八、二〇〇一年)。

- (41) 拙稿「将門の乱と藤原秀郷」〔東洋大学文学部紀要〕史学科篇三六、二〇一一年)。

- (42) 拙稿「刀伊の入寇と西国武者の展開」〔東洋大学文学部紀要〕史学科篇三四、二〇〇九年)。

- (43) 拙稿 a 「因幡国伊福部臣古志」と因幡国の相撲人小考」、b 「古代土佐国・讃岐国の相撲人」(ともに註(5) 書)。なお、郡司氏族の国衙への転身に関しては、拙稿 c 「国書生に関する基礎的考察」(註(5) 書)を参照されたい。

- (44) 義江彰夫「鎌倉幕府守護職成立史の研究」(吉川弘文館、二〇〇九年)、三好俊文「守護領・守護所と播磨国府」(入間田宣夫編「日本・東アジアの国家・地域・人間」二〇〇一年)など。